福祉**77**上步**1** 2025



発行にあたって

「福祉のしおり」は、皆様が、公立学校共済組合北海道支部 及び一般財団法人北海道公立学校教職員互助会の各種事業を 有効に活用されますことを願い、毎年配付しております。

身近に置かれ、大いに活用くだされば幸いです。

令和7年6月

公立学校共済

もくじ

社会保険の適用対象となる教職員となったとき 扶養家族ができたとき	4
扶養家族ができたとき	6
配偶者(妻又は夫)が、被扶養者に認定されたとき〈国民	
年金第3号被保険者の資格の取得〉	12
年金第3号被保険者の資格の取得〉 給付金請求にかかる請求権の時効等	13
出産したとき	15
 育児休業を取得したとき	20
病気やけがのとき	
勤務(公務)中又は通勤中に負傷等したとき	34
交通事故等にあったとき	35
病気・負傷などで給料が支給されなくなったとき	36
介護休暇をとったとき	38
家族看護などのため、欠勤し給料が減額したとき	
退職者(共済組合脱退者再任用ハーフの方など事業主の判	
断する社会保険の対象ではなくなる者)が任意継続組合員	
になるとき 年金のしくみ	41
年金のしくみ	43
死亡したとき	61
災害にあったとき	64
資金を必要とするとき	69
福利厚生事業	82
相談事業	89
指定宿泊施設利用補助	102
指定宿泊利用補助対象施設一覧	104
公立学校共済組合宿泊施設一覧	127
勤労者財産形成貯蓄	130
個人型確定拠出年金(通称「iDeCo」) ····································	131
公立学校共済組合北海道支部の組織	132

教職員互助会

もくじ

教職員になったとき	4
扶養家族ができたとき・後期高齢者扶養親族について	1
給付金請求にかかる請求権の期限等	14
結婚したとき	15
出産したとき	19
病気やけがのとき	27
子どもが小学校又は中学校に入学したとき	32
35歳・45歳・55歳になったとき	32
50歳になったとき	33
要介護状態3以上の認定を受けたとき	33
病気・負傷などで給料が支給されなくなったとき …	37
介護休暇及び介護時間の承認を受けたとき	39
特別会員になるとき	
死亡したとき	
遺児が高等学校等に在学しているとき	63
災害にあったとき	
人間ドック・脳ドックを受診したとき	
資金を必要とするとき	
福利厚生事業	
相談事業	
団体保険等事業	
教育・文化振興事業	97
退会したとき	
指定宿泊施設利用補助	
指定宿泊利用補助対象施設一覧	
一般財団法人北海道公立学校教職員互助会の組織	133

●社会保険の適用対象となる教職員となったとき

公立学校共済

公立学校や、道教育庁などの職員となったときは、その日から公立学校共済組合の組合員となります。(加入対象かどうか、共済年金加入の一般組合員か、そうではない短期組合員かどうかは任命権者が判断します。)

- ◇ 組合員資格取得届書など必要書類を提出してください。 手続きの詳細については、当支部ホームページ内の「共済 事務の手びき」をご確認ください。
- ◇ 組合員となった月から次の率を標準報酬月額及び標準期 末手当等に乗じて算出した掛金が給与等から控除されます。
 - 1 短期掛金(福祉事業分を含む)48.01/1.000
 - 2 厚生年金保険料91.5/1.000
 - 3 退職等年金掛金7.500/1,000
 - 4 介護掛金(40才以上65才未満)8.04/1,000

教職員互助会

◇ 公立学校等の職員になった方

公立学校共済組合の組合員になった日から、互助会の現職会員の資格を取得します。

※札幌市立高等学校・幼稚園の教職員及び札幌市立学校の事務職員になった方は、札幌市職員福利厚生会、 札幌医科大学の職員及び北海道教育庁の職員になった方は、北海道職員互助会に加入されますので、教職員互助会の現職会員になれません。

加入手続

加入申込書の提出は省略しています。

ただし、臨時的任用職員・任期付採用職員・会計年度任 用職員(短時間勤務者以外)は加入申込書を提出してください。

◇ 互助会が認めた関係団体の職員及び道立学校非常勤職員 になった方

健康保険の被保険者の資格を得た日から、互助会の現職 会員の資格を取得します。

加入手続

加入申込書を提出してください。

◇ 会費

会員となった月より、毎月の給料から会費が控除されます。 算定方法

(給料の月額 (教職調整額を含む) +扶養手当の月額) ×10/1000 ※次の場合は、会費の納入が免除となります。

- ① 育児休業期間 (休業となった日の属する月から休業終了日の翌日の属 する月の前月まで)
- ② 心身の故障による無給休職の期間 (給与の全部が減額になった月から給与が支給された日 の属する月の前月まで)
- ③ 大学院修学休業期間 (②と同じ期間)
- ④ 給与の全部が減額となる介護休暇の期間 (②と同じ期間)
- (注) 自己啓発休業等このほかの事由は、会費の納入の免除 になりません。個人で別途納入していただきます。

●扶養家族ができたとき

公立学校共済

◇ 新たに被扶養者の要件を満たす者が生じた場合

結婚、出生、退職などの事由によって、組合員の家族を扶養することとなったときは、「被扶養者」認定手続きをすることで、医療給付などの各種給付を受けることができます。

手続きの詳細については、当支部ホームページ内の組合員 専用ページにログインのうえ「共済事務の手びき」をご確認 ください。

認定要件を備えた日から30日以内に申告しなかった場合、認定日は「所属所で書類を受領した日」となり、被扶養者に係る給付もその日からとなります。認定要件を備えた日から認定日前までの期間については、共済組合からの給付は行われず、ご自身で国民健康保険等に別途加入する必要が生じますので、そういった事態を避けるため、手続きは速やかに行ってください。

※添付書類が揃わないことが理由で、認定要件を備えた日から30 日を超えそうな場合は、あらかじめ共済組合へご相談ください。

◇ 被扶養者の要件

主として組合員の収入により生計を維持していること、すなわち、その者の生計費の大部分が組合員の収入により支えられていることが必須要件です。そのため、同居であればその世帯の収入の高い者、別居であれば下記の表を満たすものが主たる生計者となります。

(組合員の送金額+他の扶養者の送金額+被扶養者と同居している他の扶養者の収入額+被扶養者の収入額)÷3≦組合員の送金額

ただし、その者の恒常的な収入が次の金額以上であるときは、被扶養者として認定することはできません。また、その者が他の健康保険制度に加入している場合は、収入の多寡にかかわらず認定できません。

- 収入限度額表 -

区分	ДĮ	入限度額
	年額	1,300,000円
下記以外の者	月額	108,334円
	日額	3,612円
①60歳以上の者	年額	1,800,000円
②公的年金等のうち障害を支給事由とする給付の受給	月額	150,000円
要件に該当する程度の障害を有する者(年齢不問)	日額	5,000円

◇ 収入の種類と考え方(主なもの)

1. 給与収入(月額)

- ・給与収入等の額は、<u>基本給・通勤手当等を含む総支給額</u> となります。(手取り収入ではありません。)
- ・雇用契約上、月額が限度額以上となる場合、雇用契約を結んだ日から認定取消となります。
- ・雇用契約上、月額が限度額未満であっても、実際の支給 月額が4か月以上連続して限度額を超過した場合は、4 か月目の初日で、直近1年間の収入が130万円以上になっ た場合は、その収入を得た日で認定取消となります。

2. 雇用保険(日額)

・雇用保険法に基づく失業等給付を受給する場合、基本手 当日額が日額限度額以上の場合は、給付日数にかかわら ず、認定できません。

3. 年金収入(年額)

・年金決定、年金額の改定等により年額限度額以上となっ

た場合は、年金決定通知書又は改定通知書を受領した日 (年金額を知り得た日)で認定取消となります。

4. その他の収入

- ・個人事業主等、事業を経営しており、月額による収入を 判断することが難しい場合は、確定申告で年間収入を判断 します。その場合、総収入金額から必要経費を控除した 額を「収入」とみなします。ただし、「必要経費」について は所得税法上のものと取扱いが異なります。ので、手続き の詳細については、当支部ホームページ内の「共済事務 の手びき」をご確認ください。
- ・日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金及び 司法修習生の修習資金の貸与は、支給要件に生活補助的 な面がありますので、月額収入として判断します。

◇ 被扶養者の要件を欠くに至った場合

就職、収入超過、扶養替え、死亡等により被扶養者の要件を欠くこととなったときは、被扶養者取消手続きを行い、被扶養者証等を共済組合に返納してください。

資格喪失後に取消手続きをしないまま、当組合の被扶養者として医療機関等を受診した場合、資格喪失日以降の医療費は全額自己負担となり、その費用の返還については組合員本人が責任を負うこととなりますので、手続きは速やかに行ってください。

取消手続きが必要な主な場合

就職等により他の健康保険(国民健康保険を除く)に加入(収入多寡に限らず取消)

試用期間やアルバイト等で雇用契約時より、月額限度額以上の収入があることが分かっている場合

アルバイト等の収入月額が雇用契約上は月額限度額未満であるが、4か月連続して月額 限度額以上支給された場合

直近(常に12か月連続で)で年間の給与等が年額限度額以上となった場合

年金の受給開始又は年金額改定により年額限度額以上となることが見込まれた場合

雇用保険法に基づく失業等給付の基本手当日額が日額限度額以上の給付を受給した場合 確定申告により年額限度額以上となった場合 (個人事業主などで必要経費などによって 月額収入を判断することが難しい方)

人事異動等で被扶養者と別居したことに伴い、送金をしない、もしくは送金額が条件に 満たなくなり、主たる生計維持者ではなくなった場合

後期高齢者医療保険制度に加入した場合(組合員が後期高齢者医療保険制度に加入した場合も被扶養者は取消となります)

※75歳以上(65歳以上75歳未満で、ある一定の障害程度があるものを含む)は後期高齢 者医療制度に強制加入することとなりますので、被扶養者として認定できません。

≪再認定の基準≫

- ① 4か月連続で月額限度額以上を理由として認定取消となった場合、4か月連続して月額限度額を下回ったとき。(給与等支給日の月の**初日**)
- ② 直近12か月の収入が年額限度額以上を理由として認定取 消となった場合、直近12か月の収入が年額限度額未満となっ たとき。(限度額未満となった月の**給与等支給日**)

◇ 被扶養者収入の年額限度額について

給与等(通勤手当等の各種手当を含む)の年間収入が130万円以上となった場合(実際に130万円を超えた場合だけでなく、その見込みがたった時)、被扶養者取消となります。

年間限度額の考え方については以下の表を参考にしてく ださい。

年	月	給与等	過去1年間給与等合計額	
	4月	60,000円	60,000円	
	5月	110,000円	170,000円	
	6月	90,000円	260,000円	
1	7月	80,000円	340,000円	
年	8月	90,000円	430,000円	
目	9月	100,000円	530,000円	
	10月	90,000円	620,000円	
	11月	130,000円	750,000円	
	12月	150,000円	900,000円	1
	1月	140,000円	1,040,000円	
	2月	80,000円	1,120,000円	
	3月	100,000円	1,220,000円	
	4月	130,000円	1,290,000円	
,	5月	130,000円	1,310,000円	
2 年	6月	90,000円	1,310,000円	
#	7月	80,000円	1,310,000円	
	8月	90,000円	1,310,000円	
	9月	90,000円	1,300,000円	
	10月	90,000円	1,300,000円	
	11月	120,000円	1,290,000円	J
	12月	140,000円	1,280,000円	

1年目の4月からアルバイト を開始

被扶養者の取消

2年目の5月から過去1年間の(1年目6月~2年目5月)給与等の合計額が130万円を超過しているため、2年目5月の給与支給日をもって被扶養者取消となります。

被扶養者の認定

2年目11月から過去1年間の (1年目12月~2年目11月) 給与等の合計額が130万円を 下回ったため、2年目11月の 給与支給日をもって被扶養者 認定となります。

- ○社会保険に加入された場合は、日数・収入に限らず被扶養者取消となります。
- ○所得税法上の1月~12月までの区切られた期間における給与等の合計ではありません。
- ○3か月を超える雇用期間で、当初から108,333円(月額限度額)を超える収入が見込まれる場合は、当初から被扶養者取消となります。
- ○108,333円(月額限度額)を4か月連続して超過した場合は、<u>4か月目の初日をもっ</u>て被扶養者取消となります。

教職員互助会

◇ 公立学校共済組合員である現職会員の場合

公立学校共済組合北海道支部が認定した被扶養者のすべてを、互助会の被扶養者とします。

手続は、特に必要ありません。

◇ 互助会が認めた関係団体に勤務する現職会員及び道立学 校非常勤職員である現職会員の場合

扶養する家族ができたときは、「被扶養者認定・取消申告書」に当該健康保険の認定年月日が確認できる書類(個人を識別するための番号等があるものはマスキングしたもの)を添えて、互助会に提出してください。

- ※被扶養者の要件を欠いた場合も同様に手続してください。
- ※被扶養者の認定を受けていない家族は、給付等の対象に なりません。

◇ 後期高齢者扶養親族について

現職会員の扶養手当の支給の基礎となっている後期高齢 者医療制度の加入者(以下「後期高齢者扶養親族」といい ます。)は、互助会に「後期高齢者扶養親族に係る認定(取消) 申告書」を届出することで、給付等の対象者となります。

●配偶者(妻又は夫)が、被扶養者 に認定されたとき〈国民年金第3 号被保険者の資格の取得〉

公立学校共済

◇ 組合員の被扶養者に認定された被扶養配偶者は、「国民年 金第3号被保険者 | となります

昭和61年4月1日に国民年金法が改正され、65歳未満の組合員(任意継続組合員を除く)に被扶養者として認定されている20歳以上60歳未満の配偶者は、「国民年金第3号被保険者」となることが定められました。

◇ 国民年金第3号被保険者に係る届出代行事務(一般組合員のみ)

国民年金第3号被保険者に係る届出については、平成13年度までは第3号被保険者が住所地の各市区町村に届出をすることになっていましたが、平成14年度からは公立学校共済組合に届出をし、共済組合から日本年金機構の年金事務所へ提出することになりました。

ただし、令和4年10月1日施行の非常勤職員等への地共 法の適用拡大により新設された短期組合員の被扶養配偶者 に係る国民年金第3号被保険者関係届については、共済組 合から日本年金機構への**届出代行の対象ではありません**。 短期組合員の国民年金第3号被保険者関係届については、 必ず適用事業所(教育局、教育委員会等)へ提出してくだ さい。適用事業所から直接日本年金機構へ提出されます。

●給付金請求にかかる請求権の時効等

公立学校共済

◇ 請求権の時効

短期給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から **2年以内**に請求しなければ請求権がなくなりますので、ご 注意ください。

給付金等	掲載頁	給付金等	掲載頁	給付金等	掲載頁
出産費	15	療養費	25	休業手当金	40
家族出産費	15	家族療養費	25	埋葬料	61
出産手当金	18	傷病手当金	36	家族埋葬料	61
育児休業手当金	20	介護休業手当金	38	災害見舞金	64

- ※長期給付(年金)を受ける権利は、その給付事由が生じた 日から5年間請求を行わなかったとき、時効によって消滅 します。(法第144条の23)掲載頁 [P43~P57] 年金である給付を受ける権利の消滅期間
- ・基本権(年金を受ける権利) 法律上決定の請求をすることができることとなった日の 翌日が起算日となります。
- ・支分権(各支給期に実際に年金を受ける権利) 支給すべき期間の翌日の初日が起算日となります。
- (注) 年金の決定がされた後の基本権は、時効により消滅しないものとして取扱います。

教職員互助会

◇ 請求の期限

事実発生日から3年以内に請求してください。

◇ 請求の方法

各種給付金請求書を互助会ホームページの様式集からダウンロードし、必要事項を記入のうえ、必要な証明(添付書類)を添えて互助会へ郵送してください。

◇ 給付金請求の締切と送金日

毎月10日(土・日・休日の場合は前日)までに受け付けたものを、翌月10日(土・日・休日の場合は翌日)に送金します。

令和7年7月~令和8年6月の各種給付金請求書受付日と送金日

受付締切日	送金日	受付締切日	送金日
7月10日(木)	8月12日(火)	1月 9日(金)	2月10日(火)
8月 8日(金)	9月10日(水)	2月10日(火)	3月10日(火)
9月10日(水)	10月10日(金)	3月10日(火)	4月10日(金)
10月10日(金)	11月10日(月)	4月10日(金)	5月11日(月)
11月10日(月)	12月10日(水)	5月 8日(金)	6月10日(水)
12月10日(水)	1月13日(火)	6月10日(水)	7月10日(金)

◇ 給付金等一覧

給付金等	掲載頁	給付金等	掲載頁
結婚祝金	15	傷病給付金	37
出産給付金	19	介護休業補助金	39
次世代育成補助金	20	弔慰金	62
入院見舞金	27	遺児等給付金	63
へき地医療交通費補助金	28	災害見舞金	66
障害見舞金	31	人間ドック補助金	67
入学祝金	32	脳ドック補助金	67
リフレッシュ支援金	32	積立還付金	98
永年勤続祝金	33	セカンドライフ支援金	99
介護給付金	33		

※各給付金の内容や請求に際してご不明な点は、例規集又は 互助会のホームページの給付事業をご覧ください。

●結婚したとき

教職員互助会

◇ 結婚祝金

現職会員が結婚したとき、6万円の給付が受けられます。 提出書類:結婚祝金請求書

市区町村長の証明を受けて提出(戸籍謄本を添付する場合は省略できます。)

事実上の婚姻関係の場合は、所属所互助会責任 者等のその旨の証明書及び続柄の記載により、 同一世帯で、事実上の婚姻関係であることが確 認できる住民票

※公立学校共済組合の「結婚手当金」は平成26年度末で廃止 しました。

●出産したとき

公立学校共済

組合員又は被扶養者である家族が出産したときは、次の給付が受けられます。(令和5年4月1日分娩からの金額)

- ◇ 出 産 費 (家族出産費) ······488,000円
- ◇ 同附加金……50,000円 (在職中に限る)
 - (注)① 出産とは、妊娠4月目に入った(85日以降) 胎児の分娩をいい、正常分娩、異常分娩(流産・ 早産・死産等)の別なく対象となりますが、流 産・死産にあたっては胎児の生存が84日を経過

している場合となり、母体保護法に基づく人工 妊娠中絶をした場合も、妊娠4か月(85日)以 上であれば支給されます。

- ② 双生児以上を出産した場合は、その産児ごとに1回の出産があったものとして支給されます。
- ③ 1年以上組合員であった者が、退職後6か月 以内に出産した場合にも、出産費が支給されま す。ただし、退職後他の組合の組合員等になっ た場合、又は家族出産費を受給した場合は、支 給されません。
- ④ 産科医療補償制度に加入する医療機関にて出産した場合は、出産費(家族出産費)に12,000円が加算されます。
- ※出産に伴い、新生児が被扶養者として認定され、かつ、所得超過等の理由で乳幼児等(子ども) 医療費助成非該当となったときは、「公費負担 医療対象者(該当・非該当)報告書」を当支部 まで提出してください。(詳しくは P25をご覧 ください。)
- 出産に係る給付金の請求方法については、医療機関への 出産費用の支払方法によって異なります。医療機関への出 産費用の支払方法は、次のいずれかを選択することとなり ますので、選択した支払方法が該当する請求方法により手 続きしてください。
- 1 医療機関へ出産費用を**直接支払制度**を利用して支払う。
- 2 医療機関へ出産費用を**受取代理制度**を利用して支払う。
- 3 医療機関へ出産費用を**いずれの制度も利用しない**で、全 額支払う。

- 1 医療機関へ出産費用を直接支払制度を利用して支払った 場合
 - (1) 出産費・家族出産費の医療機関等への直接支払制度について

組合員と医療機関等との間で、出産費等の支給申請及び受取に係る代理契約を締結して、法定給付である出産 費等の金額(注)を上限として、医療機関等が組合員に 代わって出産費等の支給申請及び受取を支払機関を通じ て共済組合に請求します。

注~出産費等の金額は産科医療補償制度対象の分娩の場合は50万円、同制度対象外の分娩の場合は48万8千円となります。

(2) 直接支払制度の利用方法について

各医療機関にてマイナ保険証等を提示して直接支払制度を利用する旨の書面(合意文書)を作成します。この合意文書は2通作成して、被保険者・医療機関がそれぞれ保管します。

*合意文書の様式は各医療機関にありますので、医療機関窓口へお問い合わせください。

(3) 直接支払制度を利用した場合の出産費等について

- ① 出産費用のうち、出産費等の金額を超えた金額を窓口負担します。出産費用が出産費等の金額以内であれば窓口負担はありません。
- ② 支払機関を通じて出産月の約2~3か月後に出産費 用が医療機関より請求されるので、請求額等を確認後、 共済組合が医療機関へ出産費用を支払います。
- ③ 出産月の約2~3か月後に附加給付(5万円)及び 出産費用が出産費等の金額に達しなかった場合はその

差額を組合員へ給付します。(後日、共済組合より手続きに関する案内を送付します。)

2 医療機関へ出産費用を受取代理制度を利用して支払った 場合

利用した場合の手続き等については当支部へご連絡ください。

- 3 医療機関へ出産費用を直接支払制度・受取代理制度を利 用しないで、全額支払った場合
 - (1) 提出書類
 - · 出産費家族出産費 · 同附加金請求書 (別紙様式第2号)
 - ・出産費支払時の領収証(明細書)の写し
 - ・直接支払制度の合意文書の写し
 - *直接支払制度の合意文書は、同制度を利用しない場合 も「同制度を利用しない」という合意文書を医療機関 にて作成します。

◇ 出産手当金

組合員が出産により勤務出来なくなったため、出産の日 以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産の日後56日以 内において、給料の全部又は一部が支給されないとき給付 が受けられます。(一般的には、産前産後休暇として給料が 全額支給されるため対象外)

給付額は、1日につき支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額の平均額×1/22×2/3です。

提出書類……出産手当金請求書、退職後については本人の無職である旨の申立書、勤務しなかった期間に支払われた報酬についての所属機関の長又は給与事務担当者の証明書

◇ 産前産後休業掛金等免除

産前産後休業期間中の掛金は、組合員が申し出をすることにより出産日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日後56日までの期間中、産前産後休業を開始した日の属する月から産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで免除となります。

手続きは、産前産後休暇取得時と出産後に申出書及び必要 書類を添付して提出してください。

引き続き育児休業を取得する場合、P21の育児休業等掛金免除も参照ください。

詳細は、「共済事務の手びき」をご覧ください。

教職員互助会

◇ 出産給付金

現職会員又は<u>その被扶養者である配偶者</u>が出産したとき、 生まれた子1人につき6万円の給付が受けられます。

- ※出産とは、妊娠4月目に入った日(85日)以降における胎児の分娩をいい、正常分娩、異常分娩(流産・早産・死産)が対象となりますが、流産・死産にあたっては胎児の生存が84日を経過している場合となり、母体保護法に基づく人工妊娠中絶をした場合も、妊娠4月(85日)以上であれば給付対象となります。
- (注)次の場合は給付の対象となりません。
 - ① 退会後に出産したとき。
 - ② 被扶養者でない配偶者が出産したとき。
 - ③ 配偶者以外の被扶養者が出産したとき。

提出書類:出產給付金請求書

医療機関等の出産証明を受けて提出(出生証明書、母子健康手帳(市区町村長の出生届出済証明欄)又は死産証書の写し等を添付する場合は省略できます。)

◇ 次世代育成補助金

現職会員が、子(乳児)の育児を行ったとき、子が満1 歳に達するまでの間、月額1万円の給付が受けられます。

- (注) ① 育児休業に関係なく、また養子についても対象と なります。
 - ② 夫婦共に会員の場合は女性会員が請求してください。

提出書類:次世代育成補助金請求書

被扶養者でない子(現職会員が出産した子を除 く。)については戸籍謄本等

●育児休業を取得したとき

公立学校共済

◇ 育児休業手当金

組合員が育児休業を取得し、給料の全部又は一部が支給されないとき給付が受けられます。

給付額は、育児休業開始から休業日数180日目までは1日につき標準報酬月額×1/22×0.67、休業日数181日目以降は1日につき標準報酬月額×1/22×0.5です。(給付上限相当額あり)

給付期間は、当該育児休業をした期間で当該育児休業に

係る子が1歳に達する日(1歳の誕生日の前日)までです。

また、組合員の配偶者が当該子の1歳に達する日以前に 育児休業を取得しており、かつ組合員が当該育児休業を取 得した場合は、当該子が1歳2か月に達する日まで最大1 年(その子の出生の日及び産後の休業期間を含む。)の給付 が受けられます。(パパ・ママ育休プラス制度)

なお、「延長要件」に該当する場合は、最長、当該子が 2歳に達するまでの間、延長要件が継続する期間について、 さらに、給付が受けられます。

提出書類……育児休業手当金請求(変更請求)書 育児休業承認通知書等の写し等

◇ 育児休業支援手当金

組合員とその配偶者の両方が、一定期間内(※)に14日以上の育児休業を取得する場合に、育児休業手当金に上乗せするかたちで、28日間を限度に給付されます。令和7年4月1日以後に育児休業を開始する方が給付の対象となります。

※一定期間:男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内

◇ 育児時短勤務手当金

組合員が、2歳未満の子を養育するため育児時短勤務を している場合に給付されます。令和7年4月1日以後に育 児時短勤務を開始する方が給付の対象となります。

◇ 育児休業等掛金等免除

育児休業期間中の掛金は、組合員が申し出をすることにより育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで免除となります。

※同一月内に育児休業を開始して終了する場合、取扱いが 異なりますのでご留意ください。 手続きは、申出書及び必要書類を添付して提出してください。

詳細は、「共済事務の手びき」をご覧ください。

◇ 標準報酬月額に係る「3歳未満養育特例」

3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額は、 育児部分休業などでその子を養育する前より下がってしま う場合があります。

この特例は、組合員本人が申し出することにより、養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響しないよう、年金額を計算する際に3歳未満の子を養育している期間の標準報酬月額ではなく、その子を養育する前の標準報酬月額を適用させる制度です。

また、両親ともに組合員の場合は、要件を満たせば双方に適用されます。

特例の申し出を希望される場合は、申請要件を確認して 申出書及び必要書類を添付して提出してください。(要件な どの詳細は当支部ホームページ「標準報酬制に関する手続 き」をご確認ください。)

●病気やけがのとき

公立学校共済

◇ マイナ保険証等を使用して受診したときの自己負担について

組合員の公務外の傷病または被扶養者の傷病に際し、保険 医療機関等にマイナ保険証等を提示して診療を受けたときは、 療養に要した費用の3割(小学校就学前までは2割、70歳以 上は2割または3割)が自己負担となります。

◇ 高額療養費と一部負担金払戻金(家族療養費附加金)に ついて

① 高額療養費

自己負担額が次の限度額(所得区分有)を超えたとき、 その超えた額を高額療養費といいます。

同一世帯で、同一月に、自己負担額が21,000円以上の療養が複数ある場合は、その額を合算して計算します。

(合算高額療養費)

適用区分	高額療養費ひと月あたりの自己負担限度額
適用区分ア 標準報酬月額が83万円以上	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1 %
適用区分イ 標準報酬月額が53万円以上83万円未満	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1 %
適用区分ウ 標準報酬月額が28万円以上53万円未満	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
適用区分工 標準報酬月額が28万円未満	57,600円
適用区分才 市町村民税非課税者	35,400円

※70歳以上75歳未満の高額療養費については、限度額が 異なります。詳しくは共済事務の手びきをご覧ください。

マイナ保険証を医療機関の窓口で提示することで、限 度額適用認定証の交付申請をせずに高額療養費の支払い が免除されます。

また、オンライン資格確認により、限度額情報の提供 に口頭で同意することで、認定証なしで高額療養費の支 払いが免除されます。

マイナ保険証やオンライン資格確認による限度額情報 の確認ができない場合や、低所得世帯(組合員が市町村 民税非課税)の場合は、所属所を通じて申請書を共済組 合まで提出してください。

提出書類:限度額認定証交付申請書

※組合員が市町村民税非課税の場合:標準負担額減額認定申請書

市町村民税非課税証明書

なお、限度額の適用を受けずに、窓口で高額療養費を 支払った場合、後日、共済組合から支払った高額療養費 が自動給付されますので、最終的な自己負担額は限度額 適用の有無に関わらず同額になります。

② 一部負担金払戻金(家族療養費附加金)【自動払い】

同一診療での自己負担額が25,000円(標準報酬月額が53万円以上の者は50,000円)を超えたとき(合算高額療養費が給付される場合は50,000円(標準報酬月額が53万円以上の者は100,000円))、その超えた額を給付します(百円未満切捨て)。

※保険外診療分や審査機関での医療費減額分は対象になりませんのでお手持ちの領収証等とは一致しない場合があります。

各給付金は、月ごと、人ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとの保険診療分の自己負担額を対象に算定します。 複数の医療機関で支払った自己負担額や家族分を合計するものではありません。

◇ 組合員及び被扶養者が入院し食事の提供を受けたとき

1食につき510円(標準負担額)が組合員の自己負担です。 この標準負担額については<u>給付の対象にはなりません</u>。ま た、低所得者世帯(組合員が市町村民税非課税)の場合 は、共済組合に申請し、標準負担額の減額を受けることが できます。

提出書類(組合員が市町村民税非課税の場合のみ):

標準負担額減額認定申請書

市町村民税非課税証明書

◇ 道・市町村から医療助成の適用を受けたとき【要報告】

組合員または被扶養者が、<u>道・市町村から次の医療助成</u>の適用を受けたとき、また取消しとなったときは、速やかに報告してください。各制度に該当していながら、報告が遅れたために後日給付金を返納するケースもありますのでご注意ください。

- 1 重度心身障がい者医療
- 2 ひとり親等家庭医療
- 3 特定疾患(難病)医療
- 4 乳幼児等(こども)医療〔所得超過等による非該当となったときのみ報告が必要です〕
- 5 後期高齢者医療障害認定(65歳以上75歳未満)

提出書類:公費負担医療対象者 [該当・非該当] 報告書:様式第16号 受給者証のコピーを添付してください

これらの制度の該当者に係る医療費は、自治体の助成があるため、共済組合では次の給付調整を行います。

① 高額療養費

- ・公費負担医療受給者証を提示することで、高額療養費 を窓口負担する必要はありません。(現物給付)
- ・公費負担医療受給者証を提示せずに高額療養費を負担 している場合は、共済組合までご連絡ください。

② 一部負担金払戻金 (家族療養費附加金)

自治体の助成と自己負担に応じて調整し、組合員に支払います。

◇ 療養費 (家族療養費)

急病等のため保険医療機関等にマイナ保険証等を提示できない場合又はマイナ保険証等により保険医療機関等から療養の給付等を受けることが困難であると組合が認める次のものについては、組合員からの請求に基づいて後日、法定給付としての療養費、家族療養費及び高額療養費と附加給付としての一部負担金払戻金及び家族療養費附加金が給付されます。

- ① 保険医療機関が全くない場合
- ② 移送費
- ③ 医師が治療上固定装具の必要を認めたときの装具 (コルセット等) の製作費
- ④ 医師が輸血の必要を認めたときの血液代金(生血料)
- ⑤ はり・きゅうの施術料

主治医が当該疾病について、療養の給付を行っても所期の効果が得られなかったもの、又は過去の治療経過からみても治療効果があらわれていないと判断されるものであって、はり又はきゅうの施術が必要であることを認め、当該治療を中止して、はり師又はきゅう師の施術を受けることを指示したものに限り給付の対象とするものです。従って、自己の判断により施術を受けたもの及び医師の治療を受けながら、はり・きゅうを併用している場合は給付の対象となりません。給付の対象となる疾病は、主として「リウマチ」、「神経痛」とし、類症疾患として「頸腕症候群」、「五十肩」、「腰痛症」及び「頸椎捻挫後遺症」等であって慢性的な疼痛を主症とするものです。

⑥ あんま・マッサージの施術料

主治医が当該疾患に対して、医療上あんま又はマッサージが必要であることを認め、あんま・マッサージ施術を受

けることに同意したものであり、給付対象症例としては主 として麻痺又は関節の障害等です。従って、一時的な疲労 や肩こり等は給付の対象となりません。

提出書類……療養費等請求書 (別紙様式第3号) その他必要な添付書類

教職員互助会

◇ 入院見舞金

現職会員又はその被扶養者(後期高齢者扶養親族を含む。)が医療を受けるため又は出産のため、引き続き5日以上入院したとき、入院日数に応じて定額を給付します。

なお、後期高齢者扶養親族の認定を受ける場合は、別途 「後期高齢者扶養親族に係る認定(取消)申告書」の届出 が必要です。(P11参照)

定額表

入院日数	定 額
5~30日	1万円
31~60日	3万円
61日以上	5万円

- (注) ① 新生児に出生日から7日以内に疾病が認められ、 その治療のために引き続き5日以上入院加療した場合は、給付の対象になりますので、入院の事実に関する証明に代えて、医師の診断書(新生児氏名、傷病名、病状の所見、発病年月日及び入院期間を記載したもの)を添付してください。
 - ② 退院した同じ日に同一又は他の医療機関等に入院した場合は、引き続き入院したものとして入院日数

を計算しますので、入院見舞金請求書を1部作成(入院期間については、引き続いた入院期間を記入)し、それぞれ該当する医療機関等の領収書等(入院者氏名、医療機関等の名称及び入院期間を記載したもの(写し可))を添付してください。

③ <u>介護保険適用の入院(入所)は対象となりません</u>。 提出書類:入院見舞金請求書

入院の事実に関する証明を受けて提出(②の要件を備えた領収書等(写し可)を添付する場合は省略できます。)なお、新生児の入院の場合は、①によってください。

◇ へき地医療交通費補助金

離島及び3級以上のへき地学校等に勤務する現職会員又はその同居している被扶養者(後期高齢者扶養親族を含む。)が、医療を受けるため、通院又は入退院する場合において、居宅から医療機関までの<u>交通費等を支出したとき</u>は、距離に応じて定額を給付します。

1 給付対象者

これらの学校等に勤務し同じ地域に居住している現職会 員等が対象です。なお、夫婦ともこの給付の対象となる現 職会員が別居している場合であって、その被扶養者が扶養 していない一方の現職会員と同居している場合は給付の対 象となります。

2 対象となる医療

医療保険の適用になるもので、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が行う施術及び歯列の矯正を含みます。

3 対象となる医療機関の範囲

居宅と同じ管内に所在する医療機関及び次のいずれかに より医療を受ける場合の道内の当該医療機関です。

- (1) 地元(同じ管内)の医師の指示による場合(「専門的な 医療が受けられない」「高度な医療設備がない」等の理由 による場合に限ります。)
- ※ 通院等を指示した事由、医療機関名及び指示日が記載された 医師の指示書等(有効期間は、指示日から6月間)を添付して ください。
- (2) 居宅と同じ市町村内にある最も近いへき地学校から、 医療機関の所在する役場又は市役所までの距離が片道160 km以内の場合
- (3) 次に掲げる管内については、指定する都市までに所在する医療機関へ通院等する場合
 - ア 留萌・宗谷管内 旭川市
 - イ 根室管内 釧路市
 - ウ 日高管内 苫小牧市
 - 工 檜山管内 兩館市

4 定額表

距 離 km未満切り捨て	定額(片道)
31~50km	800円
51~70km	1,100円
$71 \sim 100 \text{km}$	1,400円
101~140km	1,700円
141km以上	2,000円

- ※距離は、利用した交通機関にかかわらず、 居宅と同じ市町村内にある最も近いへき 地学校から医療機関(他市町村にある場 合は、当該市町村役場等)までの道路に よる片道距離とします。
- (注) ① 給付は1人1日1回の通院等に限るものとし、同じ日に複数の医療機関に通院した場合は、最も遠方の医療機関までの距離とします。

- ② 入退院した日に医療機関に通院した場合は、入退院した医療機関までの距離とします。なお、退院した日に再度入院(転院を含む。)した場合は、給付の対象になりません。
- ③ 要介護者(介護保険法の要支援以上の認定を受けた者)又は心身障害者(障害者基本法第2条に定める者。ただし、乳幼児を除く。)が通院等に付添いを要したときは、要介護者又は心身障害者及び付添者(1人に限る。)に定額を給付します。ただし、付添者は現職会員又はその被扶養者(18歳未満の者は除く。)とし、付添者が同じ日に同じ方向にある医療機関に通院等したときは、当該付添者には給付しません。
- ④ 自家用自動車等(タクシー等営業車を含む。)に家族が複数同乗して通院等又は付添いをした場合は、 1名分のみ対象となります。
- ⑤ 受診者又は付添者が定期航海便を利用した場合は、 片道1,000円(小学生は500円)(離島間においては、 各1/2の額)を定額に加算し給付します。
- ⑥ 定期航海便を利用した場合で、受診者又は付添者が宿泊施設(付添者にあっては受診者と同じ宿泊施設に限る。)に有料で宿泊したときは、1泊につき3,000円(小学生以下は2,000円、乳児は対象外)を定額に加算し給付します。ただし、通院にあっては受診日の前日又は受診日に、入退院にあっては入院日の前日又は退院日に宿泊した場合で、1往復につき2泊を限度として加算(便船の欠航に伴う宿泊は別に加算)します。
- ⑦ 支出した交通費等に相当する額が、他から補償、

賠償又は給付等により支払われた場合は、給付の対象となりません。

- ⑧ 医療保険の対象とならない健康診断(相談)、人間 ドック、脳ドック、ガン検診、妊産婦検診等は給付 の対象となりません。
- ⑨ 通勤途中、勤務先、帰省先又は旅行先等からの通 院等は対象となりません。

提出書類:へき地医療交通費補助金請求書

医療機関の証明を受けて提出(受診者氏名、医療機関等の名称、受診日が記載された領収書等を添付する場合は省略できます。※調剤薬局の領収書等は対象となりません。)

⑥の場合は、宿泊施設の領収書(宿泊者氏名、 宿泊日が記載されているもの)・欠航証明書

◇ 障害見舞金

現職会員が身体障害者手帳の交付を受けたとき、給付が 受けられます。

- 1 給付額は、障害の程度に応じた次の額
 - 1級 70万円 2級 60万円 3級 50万円
 - 4級 40万円 5級 30万円 6級 20万円
- 2 障害の程度が増進したときは、増進後の障害の額から 以前の障害の額を差し引いた額

提出書類:障害見舞金請求書

身体障害者手帳の写し(氏名・障害名・級別・交 付年月日が表示されている部分及び備考欄全部)

●子どもが小学校又は中学校に 入学したとき

教職員互助会

◇ 入学祝金

現職会員の被扶養者が、小学校又は中学校に入学したとき、次の給付が受けられます。

- ・小学校に入学したとき 1人につき2万円
- ・中学校に入学したとき 1人につき1万円

提出書類:入学祝金請求書

●35歳・45歳・55歳になったとき

教職員互助会

◇ リフレッシュ支援金

現職会員が次の年齢に該当したとき、1万5千円の給付が受けられます。

- 1 35歳になったとき。
- 2 45歳になったとき。
- 3 55歳になったとき。

提出書類:リフレッシュ支援金請求書

- ※ 事実発生日後に提出してください。
- ※ 平成30年4月1日以降に35歳、45歳、55歳の誕生日を 迎えた方が対象です。

●50歳になったとき

教職員互助会

◇ 永年勤続祝金

現職会員が次のいずれかに該当したとき、3万円の給付が受けられます。ただし、在会年数5年未満の者は除きます。

- 1 50歳になったとき。
- 2 1に該当しない者が、50歳以上で退会したとき。 提出書類:永年勤続祝金請求書
- ※ 一度給付を受け退会した者又は期限内に請求を行わなかった者が、人事異動等により再び現職会員となったときは、給付の対象となりません。

●要介護状態3以上の認定を 受けたとき

教職員互助会

◇ 介護給付金

現職会員又はその被扶養者(後期高齢者扶養親族を含む。) が、介護保険法に基づく要介護状態3以上の認定を受けた とき、給付が受けられます。

給付額は、1日につき 要介護3 300円

要介護 4 400円

要介護 5 500円

提出書類:介護給付金請求書

介護保険被保険者証の写し

※入院見舞金の給付にかかわらず給付します。

●勤務(公務)中又は通勤中に 負傷等したとき

公立学校共済

勤務(公務)中に生じたケガや通勤中の転倒や交通事故により負傷した場合は、マイナ保険証等を使用しての診療は受けられませんので、その旨医療機関等に申出て、治療を受けてください。また、公務上の傷病は、地方公務員災害補償基金から補償されますので、地方公務員災害補償基金に照会の上、公務災害・通勤災害の認定申請を行ってください。

※ 公務災害(通勤災害)の認定申請については、本人 の請求行為に基づくものですが、認定対象の傷病であ りながら軽微等の理由により認定申請を行わずマイナ 保険証等を使用して治療を受けた医療費および給付金 は返納していただくこととなります。(全額自己負担と なります。)

なお、やむを得ず、マイナ保険証等を使用した場合は、速 やかに「公務傷病災害発生報告書」(別紙様式第18号)を提出 してください。

●交通事故等にあったとき

公立学校共済

組合員または被扶養者が、交通事故等の第三者加害行為に あったときは、どんなに小さなけが等であっても必ず次のこ とを心がけ、当支部までご連絡ください。

① 相手方(加害者)の氏名・年齢・住所はもちろん、相手 方と最寄りの警察署に連絡し、警察官の立会いのもとで、 正確に事故状況等を確認します。

また、交通事故(自転車事故含む)の場合は、相手方の 運転免許証、車検証等で、運転者の氏名・年齢・住所、車 の登録ナンバーおよび使用者の会社名・氏名・年齢・住 所・所在地等を確認します。

② 事故状況等を所属所長に報告し、マイナ保険証等を使用して医療機関を受診した場合、次の書類を提出してください。 ア. 交通事故(自損事故含む)の場合

「事故報告書」(別紙様式第17号) および「事故の状況(交通事故のとき)」(別紙様式第17号の2)

- イ. 交通事故以外の第三者加害行為の場合 「事故報告書」(別紙様式第17号) および「事故の状況(交通事故以外のとき)」(別紙様式第17号の3)
- ③ マイナ保険証等を使用した場合、不用意な示談により、 共済組合が医療機関等に立て替えた療養費(本人等が窓口 で支払った負担分以外)を加害者へ請求できなくなり、自 己負担が生じる恐れがありますので、示談をする際は、事 前に当支部までご連絡ください。
- ④ 第三者加害行為による傷病の療養費等については、民法

および自動車損害賠償保障法の規定により加害者が負担することとなります。

第三者加害行為に係る業務の一部を外部委託しています。事故等の把握や諸手続きについて、対象者へ委託会 社から直接連絡させていただきますので、ご協力願います。

(委託先:TTピーエム株式会社)

●病気・負傷などで給料が 支給されなくなったとき

公立学校共済

組合員が公務外の傷病により勤務することが出来なくなったため、給料の全部又は一部が支給されないとき給付が受けられます。

- ◇ **傷病手当金**……給付額は、1日につき支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額の平均額×1/22×2/3です。ただし、報酬や各種年金を受ける場合は、傷病手当金の調整を行います。給付期間は、最長1年6か月(結核性疾病は3年)です。
- ◇ 傷病手当金附加金……在職中で傷病手当金の給付期間が満了した翌日以降も引き続き勤務することが出来ないとき、傷病手当金と同じ条件で給付が受けられます。給付期間は、最長6か月です。

提出書類……傷病手当金・傷病手当金附加金請求書 療養に関する報告書(初回の請求のみ) 無職の申立書(退職後のみ) 報酬支給額証明書(在職中のみ) 等

傷病手当金は、休職の状況等、個人ごとに取り扱いが 大きく異なりますので、詳細は、「共済事務の手びき」を ご覧ください。

教職員互助会

◇ 傷病給付金

健康保険の被保険者である現職会員(共済組合員である 現職会員は対象外です。)が、健康保険から傷病手当金を支 給されたとき又は傷病手当金の支給が終わった場合におい て、当該傷病により引き続き長期療養のため休職している とき、給付が受けられます。

給付額は、地方公務員等共済組合法に定める傷病手当金の例により算定した額です。ただし、健康保険から傷病手当金等を支給されたときは、その額を差し引いた額です。

提出書類:傷病給付金請求書

健康保険の傷病手当金支給申請書の「労務に服することができなかった期間を含む賃金計算の 勤務状況及び賃金支払状況等」のページの写し 及び同手当金の支払通知書の写し。

障害厚生年金又は障害手当金を受給している場合は、その額を証明する書類、休職者の給与支給等に関する報告書(初回請求時のみ。)

●介護休暇をとったとき

公立学校共済

◇ 介護休業手当金

組合員が、次の家族を介護するため、介護休暇の承認 (任命権者またはその委任を受けた者の承認)を受け、給料の全部又は一部が支給されないときに、給付が受けられます。

給付額は、1日につき標準報酬月額×1/22×0.67です。 (給付上限相当額あり)

給付期間は、介護を必要とする者の各々が介護を必要と する一の継続する状態ごとに、介護休暇の日数を通算して 66日を超えない期間です。

〈要介護家族〉

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもので、次の者

- ・配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の 事情にある者を含む。)
- ・父母
- ・子
- ・配偶者の父母
- ·祖父母
- 孫
- · 兄弟姉妹

- ・父母の配偶者
- ・配偶者の父母の配偶者
- ・子の配偶者
- ・配偶者の子

組合員と同居している者

提出書類:介護休業手当金請求書

給料の減額通知書の写し

給与(報酬)支給明細書の写し 出勤簿及び介護休暇処理簿の写し

詳細は、「共済事務の手びき」をご覧ください。

●介護休暇及び介護時間の承認を 受けたとき

教職員互助会

◇ 介護休業補助金

現職会員が介護休暇及び介護時間の承認を受け、給料の 全部又は一部が支給されないとき、給付が受けられます。

給付額は、減額された給料の100分の60に相当する額です。 ただし、公立学校共済組合等から介護休業手当金等を支給 されたときは、その額を差し引いた額になります。

提出書類:介護休業補助金請求書

給与の減額に関する通知書の写し

出勤簿及び介護休暇等処理簿又は介護時間処理 簿等の写し

公立学校共済組合等から発行される給付決定通 知書等の写し

●家族看護などのため、欠勤し 給料が減額したとき

公立学校共済

◇ 休業手当金

組合員が次に掲げる事由によって欠勤したとき(給与条例に基づいて給料が支給されないとき)は、次に掲げる期間を限度に給付が受けられます。

給付額は、1日につき標準報酬月額×1/22×0.5です。

- ア 被扶養者の病気又は負傷……欠勤した期間
- イ 組合員の配偶者の出産……14日以内
- ウ 公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の 災害………5日以内
- エ 組合員の婚姻、配偶者の死亡、又は二親等内の血族、
 - 一親等の姻族で、主として組合員の収入により生計を維持する者、若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭………7日以内
- オ 被扶養者ではない配偶者又は一親等の親族(子の配偶 者を除く)の病気又は負傷……14日間以内
- カ 組合員が通信教育の面接授業に出席……通信教育の面 接授業に要する期間
- (注) 大学院修学休業者については、休業手当金の給付は適 用されません。

提出書類……休業手当金請求書 給料の減額通知書の写し 出勤簿及び休暇処理簿の写し

詳細は、「共済事務の手びき」をご覧ください。

●退職者(共済組合脱退者/再任用ハーフの方など事業主の判断する社会保険の対象ではなくなる者)が任意継続組合員になるとき

公立学校共済

公立学校共済組合員の退職(脱退)後の健康保険は、一般 的に任意継続組合員になる(退職(脱退)後2年間まで)か、 国民健康保険に加入するかを選択することとなります。

任意継続組合員となることの申出をしていただくと、退職 (脱退)の翌日から引き続きその被扶養者を含め在職中と同 様の短期給付(一部の手当金を除く。)の受給と福祉事業を 利用することができます。

手続きの詳細については、当支部ホームページ内の「共済 事務の手びき」をご確認ください。

任意継続掛金の算定は退職(脱退)後の収入等により変動することはないため、特に退職(脱退)後2年目については国民健康保険の保険料の方が低額になることがあります。国民健康保険の保険料についてはお住まいの市町村役場にお問い合わせください。

◇ 任意継続組合員になるには

- ① 退職(脱退)した日の前日までに引き続き、1年以上 共済組合員であること(1年と1日以上組合員であること) が必要です。
 - ※ 過去の任意継続組合員期間は、「1年と1日」には含まれません。
- ② 退職(脱退)した日から起算して20日以内(3月31日付け退職の場合は、4月19日まで)に「任意継続組合員申出書」を所属所長を経由して共済組合に提出していただきます(共済組合必着)。

- ③ 任意継続掛金を共済組合に納入していただきます。
- ④ 掛金の納入確認後、共済組合から、申出書に記載の組合員住所に「資格情報のお知らせ」を送付します。
 - ※ 必要である旨の申告があった場合は「資格確認書」 も送付します。
- ◇ 任意継続組合員の資格には期限があります。

任意継続組合員の資格期間は退職(脱退)した日の翌日から2年間です。

◇ 任意継続組合員となった方には

- ① 「資格情報のお知らせ」が交付されます。
 - ※ 必要である旨の申告があった場合は「資格確認書」 も交付されます。
- ② 在職中に認定された被扶養者は、被扶養者の要件を欠いていない限り引続き被扶養者として認定されます。
- ③ 休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金を除き 療養費、家族療養費などの短期給付(附加給付を含む) が在職中と同様に給付されます。
- ④ 共済組合の宿泊施設が在職中と同様に利用できます。

◇ 任意継続組合員の掛金額

- ① 次に掲げる※1のア又はイに該当する低い額に、※2の短期掛金率を乗じた額となります。
 - ※1 掛金の基準となる額
 - ア 退職した月の標準報酬月額
 - イ 380,000円(全組合員の平均標準報酬額)
 - ※ 2 短期掛金率
 - ア 40歳未満または65歳以上の組合員 93.20/1.000
 - イ 40歳以上65歳未満の組合員 109.28/1.000

- ② 掛金は、資格を取得した日の属する月から資格を喪失 した日の属する月の前月までの分を納入していただきます。 最初に払込むべき掛金は、退職した日から20日以内に 納入していただきます。
- ③ 掛金の払込み方法には、年払い・半期払い(割引有)、毎月払いがあります。

◇ 任意継続組合員の資格がなくなるとき

任意継続組合員は、再就職して他の医療保険制度の被保険者になったときや、その他の理由によりその資格を喪失する際は、「任意継続組合員資格喪失申出書(様式は共済だより任意継続号に掲載)」と、交付されていた「資格確認書」等を提出していただきます。

※任意継続組合員が再就職により、再び共済資格を取得するときは、新たに共済組合員となりますので、資格取得の手続きをする必要があります。(任意継続組合員の資格喪失の手続きも必要です)

●年金のしくみ

公立学校共済

◇ 公的年金制度と実施機関

公的年金制度は、**国民年金(1階部分)**と**厚生年金保険**(2階部分)によって構成されています。

● 国民年金

国**民年金**は、全国民に共通の制度で、基礎年金を支給します。被保険者(加入者)は、職種等によって分かれます。

·第1号被保険者:自営業者など

・第2号被保険者:被用者(民間会社員や公務員など)

·第3号被保険者:第2号被保険者の被扶養配偶者

■ 厚生年金保険の被保険者と実施機関

厚生年金保険は、被用者のための制度で、報酬に比例した年金を支給します。

厚生年金保険の被保険者(加入者)は職種により、「一般・ 国共済・地共済・私学共済」の4つの種別に区分され、種 別ごとにそれぞれの実施機関が各被保険者期間について厚 生年金を決定及び支給します。

被保険者の種別	職種	実施機関
一般	民間会社員	日本年金機構
国共済	国家公務員	国家公務員共済組合他
地共済	地方公務員	地方公務員共済組合(公立学校 共済組合等)他
私学共済	私立学校の教職員	日本私立学校振興・共済事業団

● 公立学校共済組合で決定及び支給する年金

厚生年金

公立学校共済組合の組合員期間*は「**地共済厚生年金被保険者**」であった期間となり、この期間に基づき、決定及び支給します。

- ② 共済年金(経過的職域加算額) 被用者年金一元化前の共済年金に「職域年金部分の額」 が加算されていたことの経過措置として、平成27年9月 までの組合員期間*に基づき、決定及び支給します。
- ③ 年金払い退職給付(正式名称:退職等年金給付) 被用者年金一元化後、共済年金の職域年金部分の額に 代わる新たな年金として、地方公務員の退職給付の一部

として設けられたものです。**平成27年10月以後の組合期間*に基づき**、決定及び支給します。

※過去に加入した他の地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の期間 を含みます。

- *①~③までの年金を受給するためには、一定の要件を満たしていることが必要です。
- *用語説明

被用者年金一元化:平成27年10月から、年金制度の安定性を高めるとともに公平なしくみを確保するため、共済年金制度が厚生年金保険制度に統合されたこと。

◇ 65歳までの年金のしくみ

(!) 昭和36年4月2日以後に生まれた方は、特別支給の老齢厚生年金及び退職共済年金(経過的職域)の支給はありません。ただし、老齢厚生年金の繰上げ請求を行うことにより、60歳から64歳の間に支給を受けることができます。

退職共済年金 (経過的職域加算額)**

特別支給の老齢厚生年金

報酬比例部分 加給年金額* 定額部分*

- ※経過的職域加算額・加給年金額・定額部分は、該当する方のみ対象。
- 特別支給の老齢厚生年金の受給要件 次の全ての要件を満たすことが必要です。
 - ① 支給開始年齢以上であること

- ② 厚生年金被保険者期間が1年以上であること
- ③ 受給資格期間が10年以上*であること

*用語説明

受給資格期間:厚生年金被保険者期間、国民年金の保険料 納付済期間・保険料免除期間、合算対象期 間(海外に居住していた期間等)を合算し た期間

支給開始年齢

昭和34年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方は、64歳から支給されます。

■ 退職共済年金(経過的職域加算額)

特別支給の老齢厚生年金の受給要件を満たした方で、平成27年9月以前の1年以上引き続く組合員期間*を有する方に支給されます。

※平成27年9月以前の組合員期間が1年未満であっても、平成27年10月1日 を跨いで引き続く組合員期間が1年以上あれば、対象となります。

● 障害者・長期加入者の特例

退職等により<u>厚生年金保険の資格を喪失</u>している方が次のいずれかに該当した場合は、年金額の特例が適用され、特別支給の老齢厚生年金に定額部分が加算されます。

- ・障害等級1級~3級までの障害状態にあり、特例の 請求を行った場合
- ・国共済及び地共済の厚生年金被保険者期間の合計が 44年以上である場合

特例の適用を受ける方が、適用を受ける当時に加給年金額の受給要件を満たす場合には、加給年金額が加算されます。

◇ 65歳からの年金のしくみ

退職年金(年金払い退職給付)^{*} 退職共済年金(経過的職域加算額)^{*}

老輪厚生年金

報酬比例部分 経過的加算額* 加給年金額*

老齢基礎年金(日本年金機構から支給)

※年金払い退職給付・経過的職域加算額・経過的加算額・加給年金額は、該当する 方のみ対象

● 老齢厚生年金の受給要件

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① **65歳以上**であること
- ② 厚生年金被保険者期間があること
- ③ 受給資格期間*が10年以上であること

※「特別支給の老齢厚生年金」を参照してください。

(!) 65歳になったときに、老齢厚生年金、老齢基礎年金及び退職年金(年金払い退職給付)の請求手続きが必要です。手続きの詳細は、65歳に達する1~2か月前に当共済組合からお知らせします(※65歳の誕生日を過ぎても請求書類が届かない場合は、ご連絡願います)。

● 退職共済年金(経過的職域加算額)

老齢厚生年金の受給要件を満たした方で、平成27年9月 以前の1年以上引き続く組合員期間を有する方に支給され ます。

- ※平成27年9月以前の組合員期間が1年未満であっても、平成27年10月1日を 跨いで引き続く組合員期間が1年以上あれば、対象となります。
- *組合員である間は支給が停止されます。

■ 退職年金(年金払い退職給付)

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 65歳以上であること
- ② 退職等により公務員の厚生年金保険の資格を喪失していること
- ③ 平成27年10月以後の1年以上引き続く組合員期間* を有していること

※平成27年10月以後の組合員期間が1年未満であっても、平成27年10月 1日に引き続く組合員期間が1年以上あれば、対象となります。

*一般組合員である間は支給が停止されます。

● 老齢基礎年金

65歳からは、老齢厚生年金に加えて、日本年金機構から 老齢基礎年金が支給されます。

● 加給年金額

厚生年金被保険者期間が**20年以上**である方で、**加給年金額 対象者**がいる場合は、**65歳**から老齢厚生年金に加算されます。

- ※2つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合は、全ての厚生年金被保険者期間を合算して「20年以上」となるときに、原則として最も加入期間が長い実施機関から支給される老齢厚生年金に加算されます。
- ① 加給年金額対象者と加給年金額

年金受給者によって生計を維持されている方で、加給年金額加算開始時期*に、下表に該当する方が対象となります。 *65歳に達したとき、又は障害者・長期加入者の特例の適用を受けることとなったときをいいます。

対象者	要 件
配偶者	65歳未満
子	① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者② 20歳未満で障害等級1級又は2級の状態にある者

- (!) 特別支給の老齢厚生年金の決定時に、加給年金額加算 の請求をされた方についても、65歳に達したときに、 年金受給者が引き続き加給年金額対象者の生計を維持 していることを確認します。
 - *特別支給の老齢厚生年金を決定した後に婚姻するなどして、配偶者や子が加給年金額の対象者となった場合には、65歳に達したときに届出が必要です。
 - *手続きの詳細は、65歳になる直前に当共済組合からお 知らせします。

② 加給年金額の加算の終了

加給年金額対象者が一定の年齢に達したときや、亡くなられた場合など一身上の異動があったときに加給年金額の加算は終了します。

*老齢基礎年金の「振替加算|

加給年金額の対象者である配偶者が65歳に達すると 加給年金額は加算されなくなりますが、配偶者がご自 身の老齢基礎年金の支給を受ける際に、一定の要件を 満たすと**老齢基礎年金に「振替加算」**が加算されるこ とがあります。<u>詳細はお近くの年金事務所にお問い合</u> わせください。

- ・昭和41年4月1日以前生まれの配偶者が対象です。
- ・老齢厚生年金の受給権者が65歳に達したときに、配偶者が65歳以上である場合は、加給年金額は加算されませんが、振替加算の対象となる場合があります。

◇ 支給の繰上げ・繰下げ

● 支給の繰上げ

60歳以上の方で、特別支給の老齢厚生年金の受給要件② 及び③を満たしている方は、60歳から支給開始年齢に達す るまでの間に**繰上げ請求**を行うことにより、その請求を行 った翌月分から老齢厚生年金の支給を受けることができま す。

請求に当たっての留意事項

- ① 年金額は繰り上げた月数1か月当たり0.4%(昭和37年 4月1日以前に生まれた方は0.5%)が減額され、減額は 生涯続きます。
- ② 老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金及び退職 共済年金(経過的職域加算額)も、同時に繰上げ請求す る必要があります(全て減額支給されます)。
- ③ 在職中でも請求できますが、標準報酬月額及び賞与の 額に応じて支給額の一部又は全部が停止されます(老齢 基礎年金は支給停止されません)。
- ④ この制度を利用すると、事後重症による障害厚生(共済)年金の請求はできません。

● 支給の繰下げ

65歳に達したときに老齢厚生年金の請求をせず、66歳以降に**老齢厚生年金を繰下げ請求**することにより、請求した月の翌月分から**繰り下げた月数1か月当たり0.7%**を増額した年金を受けることができます。ただし、65歳から繰下げ

請求をするまでの間の年金の**支給はありません** (加給年金額も支給されません)。

留意事項

- ① 繰下げ請求は、66歳の誕生日以降75歳に達するまで、1か月単位で行うことができます。
- ② 他の実施機関の老齢厚生年金を受給できる場合は、同時に繰り下げる必要があります。
- ③ 老齢基礎年金、退職年金(年金払い退職給付)についても繰下げを行うことが可能ですが、同時に繰り下げる必要はありません。異なる時期に繰り下げる場合は、それぞれ手続きが必要です。
- ④ 他の公的年金を受給している場合は繰下げ請求ができません(老齢基礎年金、障害基礎年金付加年金及び年金払い退職給付は除きます)。

4 障害年金のしくみ

障害共済年金 (経過的職域加算額)※1

障害厚生年金

報酬比例部分 加給年金額**2

障害基礎年金3**(日本年金機構から支給)

- ※ 1 経過的職域加算額は、平成27年9月以前の組合員期間に初診日があるとき に対象。
- ※2 加給年金額は該当する方のみ対象。
- ※3 障害基礎年金は障害等級1、2級の方が対象。

● 障害厚生年金の受給要件

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 厚生年金被保険者期間に初診日があること
- ② <u>障害認定日</u>又は**障害認定日後65歳に達する日の前日**までの間に障害等級が1級から3級までの状態にあること
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること

*用語説明

初診日:病気にかかり、又は負傷した方が、その傷病に ついて初めて医師又は歯科医師の診療を受けた 日をいいます。

障害認定日:原則として初診日から起算して1年6か月 を経過した日をいいます。

保険料の納付要件: 初診日の前日に、次のいずれかを満 たしていることが必要です。

- ア 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること
- イ 初診日において65歳未満であり、初診日のある月 の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと(初 診日が令和8年3月31日以前であるときに限られま す。)

● 障害共済年金(経過的職域加算額)

障害厚生年金の受給要件を満たした方で、平成27年9月 以前の組合員期間に初診日がある方に支給されます。

*組合員である間は支給が停止されます。

● 障害基礎年金

障害等級が1級又は2級に該当する方は、**障害基礎年金** も併せて受給できます。障害基礎年金は、日本年金機構か ら支給されます。

● 公務障害年金(年金払い退職給付)

平成27年10月以降の組合員期間に初診日がある方について、**公務による傷病**により障害等級が1級から3級までの 状態になったときに、支給されます。

*組合員である間は支給が停止されます。

● 加給年金額

障害等級が1級又は2級に該当する方で、**加給年金額対象者**を有する場合に障害厚生年金に加算されます。

年金受給者によって生計を維持されている**65歳未満の配 偶者**が対象となります。

● 障害の状態が軽くなったとき

- ① 障害等級が軽減した場合、障害厚生年金の額が改定(減額)されます。
- ② 障害基礎年金や加給年金額を受けられている方の障害 等級が3級になると、障害基礎年金や加給年金を受けら れなくなります。
- ③ 障害の状態が年金を受けることのできる程度より軽くなった場合は、障害厚生年金は支給停止され、65歳に達した日の前日までの間(62歳以上で軽減した場合は3年以内)にその障害の状態が年金を受けることのできる程度まで増進しなかった場合は、その障害厚生年金の受給権は消滅します。

● 障害の状態が重くなったとき

① 障害の程度が増進した場合は、請求により、その障害 の程度に応じて年金額が改定(増額)されます。

ただし、障害等級の3級に該当する障害厚生年金の受 給者の増進請求は、**65歳に達する日の前日まで**の間に限 られます。

② 厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病による 障害 (**障害等級の2級に該当する場合**又は**かつて1級も** しくは2級に該当していた場合に限ります。)とその後 65歳に達する日の前日までの間に生じた傷病による障害 とを合併し、1級又は2級の障害等級に増進するときは、 年金額が改定(増額)されます。

◇ 遺族年金のしくみ

遺族共済年金 (経過的職域加算額)*

遺族厚生年金

報酬比例部分 中高齢寡婦加算額*

遺族基礎年金* (日本年金機構から支給)

※経過的職域加算額・中高齢寡婦加算額・遺族基礎年金は該当する方のみ対象

● 遺族厚生年金の受給要件

次のいずれかの要件に該当するときにその**遺族**に支給されます。

- ① **厚生年金被保険者**が亡くなったとき**1
- ② **厚生年金被保険者期間に初診日**がある病気やけが が原因で、厚生年金被保険者の資格喪失後、当初初診 日から起算して5年を経過する日前に亡くなったとき**1
- ③ 障害等級1級又は2級に該当する**障害厚生(共済) 年金等の受給者**が、亡くなったとき
- ④ 受給資格期間が25年以上ある老齢厚生(退職共済) 年金の受給権者又は受給資格期間が25年以上ある方

が亡くなったとき※2

- ※1 ①又は②に該当する場合は、亡くなった方が以下の要件を満たしていることが必要です。
 - ア 20歳に達した月から死亡日の属する月の前々月までの期間 のうち、受給資格期間から合算対象期間を除いた期間が3分 の2以上あること
 - イ 死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと(死亡日が令和8年3月31日以前のときで、亡くなった方が65歳未満であった場合に限られます。)
- ※2 法改正により平成29年8月から、老齢厚生年金の受給資格期間は「25年以上」から「10年以上」に短縮されましたが、遺族厚生年金は、従来通り「25年以上」の受給資格期間が必要です。

● 遺族とは

厚生年金被保険者であった方が亡くなった当時、その方によって生計を維持されていた方のうち、下表に該当する方を遺族といいます。優先順位1~4までのうち最も順位の高い方に支給されます。

優先順位	1	2	3	4
遺族	夫・妻・子	父母	孫	祖父母

- *夫及び妻には内縁関係にある方を含みます。また、子に は被保険者であった方が亡くなった当時胎児であった子 を含みます。
- *夫・父母・祖父母は、被保険者であった方の亡くなった 当時、55歳以上である方が対象です。また、年金の受給 開始は60歳からになります(55歳以上60歳未満の夫は遺族 基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて 受給できます)。
- * 子及び孫は、被保険者であった方が亡くなられた当時、

次のいずれかに該当する方が対象となります。

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に あり、かつ婚姻していないこと

イ 20歳未満で1級又は2級の障害の状態にあり、かっ婚姻していないこと

※亡くなった方と生計をともにしており、かつ恒常的な収入が年額850万円未満(又 は所得が年額655.5万円未満)の方

■ 遺族共済年金(経過的職域加算額)

平成27年9月以前の組合員期間を有する方が亡くなられた場合で、遺族厚生年金の受給権を満たすときに、その遺族に支給されます。

なお、公務遺族年金(年金払い退職給付)を受給する場合は、支給されません。

● 遺族基礎年金

遺族に該当する方が「配偶者であって子と生計を同じく している方」又は「子のみ」である場合、日本年金機構か ら遺族基礎年金が支給されます。

● 公務遺族年金(年金払い退職給付)

平成27年10月以降の組合員期間を有する方が、**公務による傷病**により亡くなられた場合に、その遺族に支給されます。

● 中高齢寡婦加算額

遺族厚生年金の受給者が40歳以上65歳未満の妻であるとき、遺族厚生年金に加算されます。

*遺族厚生年金の受給要件④に該当するとき

厚生年金被保険者期間が20年未満のときは加算されません。また、2つ以上の種別の被保険者期間を有する方が亡くなられた場合は、原則として加入期間が最も長い遺

族厚生年金に加算されます。

*遺族基礎年金が支給される間は、中高齢寡婦加算額の支給は停止されます。

● 65歳以上の方の遺族厚生年金

65歳以上で遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給権がある 場合、老齢厚生年金の受給権が優先されます。

遺族厚生年金は、老齢厚生年金に相当する額が停止され、 年金額が老齢厚生年金より上回った場合に、その差額のみ が支給されます。

● 30歳未満の妻に対する遺族厚生年金

遺族厚生年金の受給権を所得した当時、30歳未満である 妻が次のいずれかに該当したときは、遺族厚生年金の受給 権が消滅します。

- ① 夫の死亡時に遺族基礎年金の受給権がない場合で、 遺族厚生年金の受給権を取得した日から起算して5 年を経過したとき
- ② 遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく遺族基礎 年金の受給権を有する者について、30歳に達する日よ り前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅した場合は、 その消滅した日から5年を経過したとき

●特別会員になるとき

教職員互助会

◇ 特別会員になるには

加入等の資格

特別会員	① 退職時に40歳以上の現職会員
	【加入日】退職日の翌日
認定配偶者	② 特別会員となる①の配偶者(年齢、現職会員の被扶養
	者かどうかは問わない。ただし現職会員を除く)
	【加入日】特別会員と同日(退職時の配偶者は特別会員と
	同時加入)
	③ 現職会員が40歳以上で死亡したときに、その被扶養者とし
	て本会の認定を受けていた配偶者
	【加入日】現職会員死亡日の翌日

加入期間

【加入日】現職会員の退会(退職・死亡)日の翌日

【退会日】加入日から180月(15年)に達した月の末日(自動退会)。ただし、特別会員が死亡したときは退会になります。認定配偶者が死亡、離婚、再婚等したときは退会になります。(認定配偶者は特別会員が死亡後も退会日まで継続加入できます。)

対象事業の選択と加入に必要な費用

次頁表の1又は2のいずれか希望する事業を選択し、選択した事業に対する拠出金を特別会員及び認定配偶者それぞれにご負担いただきます。なお、上記「加入等の資格」認定配偶者②の対象事業は特別会員が選択した事業と同じです。

また、加入に必要な費用には、退会時の給付金(積立還付金、セカンドライフ支援金)を充当し、不足額を納入いただきます。

対象事業の選択		加入に必	要な費	用	
1	医療費給付事業及び 生きがい事業	医療費給付事業拠出金生きがい事業拠出金	1人1人	24万円 8万円	
		計	1人	32万円	
2	生きがい事業のみ	生きがい事業拠出金	1人	8万円	

※医療費給付事業のみの選択はできません。

※拠出金は退会時にお返しするものではありません。

また、いかなる理由による中途退会でも返金はできません。

加入方法

退職後2か月以内に「特別会員(配偶者)加入等申込書」を提出してください。この期間を過ぎると特別会員制度に加入できません。ご注意ください。

なお、P58「加入等の資格」認定配偶者②に該当し、<u>退</u> 職時に被扶養者の認定を受けていない配偶者は、戸籍謄本 又は住民票(続柄の表記のあるもの。)を添付してください。

◇ 生きがい事業

●特別会員支部活動補助

特別会員又は認定配偶者(以下「会員等」といいます。 認定配偶者とは、本会の事業の対象者として認定を受け た配偶者をいいます。)が相互の交流・親睦を推進し生き がい意識の高揚を図るため、一定の地域において組織し た団体(特別会員支部といいます。組織されていない地 域もあります。)に対して、その活動の経費を予算の範囲 内で補助します。

加入時に特に申し出がなければ、加入と同時に特別会員支部に所属することになります。

●健康推進

- ・会員等を対象に、レクリエーションを実施します。
- ・大腸がん検査等の斡旋、スポーツ観戦、芸術鑑賞等の

チケットを割引斡旋、全教互会員証割引事業

●指定宿泊施設利用補助

会員等が指定宿泊施設を利用したとき、それぞれ1人 1泊につき2,000円を年度間(4月~翌年3月まで)1人 3泊を限度に補助します。

●弔慰金

会員等が死亡したとき、請求により遺族に5,000円を給付します。

●相談事業

会員等を対象に、特別会員事業全般及び健康に関する 相談事業を行っています。

●広報誌

特別会員広報誌「かわら版」を定期的に発行し、特別会員事業に関することをお知らせします。

- ●団体保険等
 - ・退職後もマイプラン21及び医療費支援制度(先進医療型) 等の保険を継続することができます。
 - · 退職者団体傷害保険
 - · 退職者団体扱自動車保險

選択制

◇ 医療費給付事業

●医療費給付金

[給付対象] 医療費給付事業を選択した特別会員又は認定配偶者(以下「療養者」といいます。)の療養のため、健康保険制度によって定められた保険診療の自己負担額*を支払ったとき、請求に基づき給付します。給付対象となる受診(外来・入院)は加入期間内に限ります。

※保険診療のはり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧等の治療費、 介護保険制度によるもの、入院時の食事療養費等は対象外。

給付額 療養者ごとの1か月間の自己負担額の合計額 (請求上限額15,000円~25,000円※1下表参照)から 10,000円を控除した額の6割(100円未満切捨て)を給 付します。ただし、療養者ごとの同一年度(4月~翌 年3月)の受診分に対する給付総額は4~8万円(※1 下表参照)が限度となり、限度額に達するとその年度 の給付は終了します。

※ 1 医療費給付額表

1	年齢 ^(※2)	11.日田の白コム和佐 /注上1.四佐	口 左声示头八纵丛蛇舞 /阳声舞》
	牛断	1か月間の自己負担額 (請求上限額)	同一年度受診分給付総額(限度額)
	69歳以下	25,000円	80,000円
	70歳~74歳	25,000円	60,000円
	75歳以上	(ただし、外来は15,000円限度)	40,000円

^{※2} 受診した年度の4月1日における療養者の年齢

●死亡したとき

公立学校共済

組合員又は被扶養者が公務によらないで死亡したときは、 次の給付が受けられます。

なお、社会通念上予想し難い非常災害で死亡したときは、 更に弔慰金の給付が受けられます。

- ◇埋葬料(家族埋葬料)……50.000円
- **◇同附加金**·····25,000円
 - ア 被扶養者がいない組合員が死亡したときは、上記金額 の範囲内で埋葬に直接要した費用の実費額が埋葬を行っ た者に給付されます。

イ 埋葬に直接要した費用の実費額とは、葬儀代、霊柩車 代または霊柩車の借料、霊柩運搬料、霊前供物代、僧侶 への謝礼、入院患者死亡後自宅までの移送料等であって、 その他雑費(食糧費等)は含まれません。

提出書類·····●埋葬料 家族埋葬料·同附加金請求書

- ●死体埋火葬許可証の写し
- ●被扶養者がいない組合員が死亡したときの 請求は、その埋葬に要した費用の内訳と領 収書(原本)
- ※内訳及び領収書は後日返却します。

教職員互助会

◇ 弔 慰 金

現職会員又はその被扶養者(後期高齢者扶養親族を含む。) が死亡したとき、給付が受けられます。(会員死亡のとき、 P98もご覧ください。)

給付額は、

会員が死亡したとき 100万円 配偶者(被扶養者)が死亡したとき 20万円

配偶者以外の被扶養者が死亡したとき 10万円

提出書類: 弔慰金請求書

死体埋火葬許可証又は死亡診断書等の死亡の事 実が確認できる書類の写し

現職会員死亡の場合は、会員と請求者の関係を 示す戸籍謄本(死亡した会員が除籍されている もの) 給付を受けるべき遺族の範囲及びその順位等、詳細は、 所属所に配布してある「例規集」の給付規程をご覧くだ さい。

◇ 遺児等給付金

現職会員が死亡した場合に、被扶養者である遺族に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は一定要件の障害がある者がいるとき、1人につき80万円の給付が受けられます。

提出書類:遺児等給付金請求書

遺児等を扶養することになる死亡現職会員の配 偶者(いない場合は親権者又は後見人)が弔慰 金請求書と同時に提出

障害の状態にある被扶養者については身体障害 者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 (氏名、障害の程度、交付年月日欄)の写し

●遺児が高等学校等に在学しているとき

教職員互助会

◇ 奨学金

現職会員が死亡した場合に、遺児となった生徒が安心して修学できるよう、選考により奨学生として、道内の高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は国・公立高等専門学校に在学期間中、3年間(定時制は4年間)を限度に月額2万円の奨学金を給与します。

※返済する必要はありません。

- 〈申込み資格〉-

次の条件を満たしている生徒

- 1 現職会員の死亡時において、被扶養者として認定されていること。
- 2 次のいずれかの学校に在学していること。
 - (1) 中学校(義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)
 - (2) 道内の高等学校(特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)
 - (3) 道内の中等教育学校
 - (4) 道内の国・公立高等専門学校(第1~第3学年。以下同じ。)
- 3 次のいずれかの状況にあること。
 - (1) 中学校又は中等教育学校の第3学年で、道内の高等学校、 中等教育学校の後期課程又は国・公立高等専門学校に進学し ようとしている。
 - (2) 道内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は国・公立高等専門学校に在学している。
- 4 経済的な理由により修学が困難な事情にあること。 ※当互助会の基準により判定します。
- 5 向学心に富んでいて、かつ、成業の見込みがあること。

●災害にあったとき

公立学校共済

◇ 災害見舞金

地震、水害、火災などの非常災害で組合員の住居又は家財 に損害を受けたときは、その損害の程度により「災害見舞金」 が支給されます。

◇ 住居とは

現に生活の本拠として居住する建物をいい、自宅・借家・ 公宅などの別を問いません。

◇ 家財とは

住居以外の社会生活上必要な一切の財産(自動車も含みます。)をいいますが、山林・貸家などの不動産及び現金・ 有価証券などは含まれません。

◇ 支給額

災害見舞金……標準報酬月額×0.5~3.0 (別表の月数)

- ◇ 提出書類…●災害見舞金請求書
 - ●り災証明書
 - ●所属所長の災害発生状況報告書
 - ●損害明細書
 - ●現場の状況写真及び新聞報道の切り抜き
 - (注) 非常災害で住居又は家財が損害を受けたときは、その旨を直ちに**支部**に電話で連絡してください。

別表

	損害の程度	月数
1	住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	3月
2	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	3月
1	住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	
2	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	9 В
3	住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	2月
4	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
1	住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	
2	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	1月
3	住居又は家財の2分の1程度が焼失し、又は滅失したとき	1 万
4	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
1	住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	0.5月
2	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	0.5月

教職員互助会

◇ 災害見舞金

現職会員が地方公務員等共済組合法別表に掲げる災害又は理事長が災害見舞金の支給を適当と認める大規模災害により、その住居又は家財に損害を受けたとき、給付が受けられます。

給付額は、同法別表に掲げる給付月数に応じた次の定額です。

給付月数が3月のとき	100万円
給付月数が2月のとき	70万円
給付月数が1月のとき	40万円
給付月数が0.5月のとき	20万円

- ※「理事長が災害見舞金の支給を適当と認める大規模災害 の場合」の給付の対象、給付金の額、事務手続きについ ては、その都度決定します。
- ※公立学校共済組合の災害見舞金の給付対象となる場合は、 当該給付後に共済組合から発行される災害見舞金の算定 についての連絡書と、給付金決定通知書の写しを添付し て請求してください。

提出書類:災害見舞金請求書

損害明細書

り災現場写真

直近の固定資産税納税通知書の写し又は固定資 産評価証明書(持家の場合)

自家用車の車検証の写し新聞報道の記事の切り抜き

家主等の証明書

その他給付金の審査決定上必要と思われる参考 資料

請求書にり災証明を受けられない場合は、り災 証明願いによる市区町村長、消防署長又は警察 署長の証明

●人間ドック・脳ドックを受診したとき

教職員互助会

◇ 人間ドック補助金(令和6年4月1日受診分~)

現職会員(4月1日現在、満35歳以上)が人間ドックを 受診したとき、3.000円を補助します。

対象となるのは、年度内1人1回、日本国内の医療機関での受診です。

提出書類:人間ドック補助金請求書

医療機関の証明または検査料の領収書等(受診者氏名、医療機関名、受診年月日、検査名、 検査料が記載されたもの、写し可)

◇ 脳ドック補助金(令和6年4月1日受診分~)

現職会員(4月1日現在、満40歳以上)が脳ドックを受診したとき、検査料のうち、自己負担額(オプション検査料等は除く。)に2分の1を乗じて得た額(100円未満は切り捨てし、上限額は1万円)を補助します。対象となるのは、年度内1人1回、日本国内の医療機関での受診です。

脳ドックとは、MRI 検査(脳の断層撮影)、MRA 検査(脳の血管撮影)等を主に行う頭部検査をいい、検査料に

は MRI 検査と MRA 検査いずれも含むものとします。 MRI 検査 (又は MRA 検査、頚部 MRA 検査) のみ単独の検査、頭部 CT 検査、オプション検査及び保険診療適用の検査等は補助の対象となりません。

検査料の一部(又は全部)が他からの補助又は給付等の 方法により支払われた場合はその分を除き、差し引いたあ との自己負担額200円以上で給付します。

提出書類:脳ドック補助金請求書

医療機関の証明または検査料の領収書等(受診者氏名、医療機関名、受診年月日、検査名、検査料が記載されたもの、写し可)

※令和6年3月31日以前の受診については、互助会ホームページの給付事業をご覧ください。

●資金を必要とするとき

貸付種別一覧表

公立学校共済

_	般	貸	付	け
教	育	貸	付	け
住	宅	貸	付	け
結	婚	貸	付	け
医	療	貸	付	け
葬	祭	貸	付	け
特	別	貸	付	け
災	害	貸	付	け
住	宅 災	害	貸付	け
介	護構造	住	宅貸付	け

教職員互助会

生	活		資	金
教	育		資	金
住	宅		資	金
自	動	車	資	金

- ○公立学校共済はP70~P75をご覧ください。
- ○教職員互助会はP76~P81をご覧ください。

公立学校共済

◇申込書類

各種申込書類は当支部ホームページの「共済事務の手び き」に掲載しています。

貸付種別	申込書類
一般、教育、結婚、 医療、葬祭、特別、 災害	・貸付申込書(一般・特別・教育・災害・医療・結婚・葬祭)(第1号の1) ・貸付借用証書(一般・特別・教育・災害・ 医療・結婚・葬祭)(第2号の1) ・貸付事業における個人情報に関する同意書 (第3号) ・借入状況等申告書(第4号) ・直近の給料明細書の写し
住宅	・貸付申込書(住宅・住宅災害・介護(住宅)・ 介護(住災))(第1号の2) ・貸付借用証書(住宅・住宅災害・介護(住宅)・ 介護(住災))(第2号の2) ・住宅・住災・介護(住宅・住災)貸付けに 関する誓約書(第7号) ・貸付事業における個人情報に関する同意書 (第3号) ・借入状況等申告書(第4号) ・直近の給料明細書の写し
住宅災害、 介護構造住宅、 高額医療、出産	当支部ホームページの「共済事務の手びき」 をご参照ください

任期に定めのある方(再任用職員等)は特別、高額医療、出産貸付けのみ対象です。その他、必要添付書類がありますのでP71~P74をご覧ください。

※申込書類が変更となる場合がありますので、当支部ホームページで最新の情報をご確認ください。

◇ 貸付種別

◆ 一般貸付け

貸付要件	臨時に資金を必要とするとき
利 率	年利1.32% 月利0.11%
貸付金額	10万円~200万円(10万円単位)
償還回数	毎月120回以内 ボーナス20回以内
添付書類	・必要額が確認できる書類(送金額100万円以上の場合)

◆ 教育貸付け

貸付要件	就学のために資金を必要とするとき
利 率	年利1.32% 月利0.11%
貸付金額	10万円~550万円(10万円単位)
償還回数	毎月250回以内 ボーナス41回以内
添付書類	・教育貸付けに係る必要経費内訳書(第5号) ・合格通知書の写しまたは在学証明書原本等 ・必要額が確認できる書類

◆ 住宅貸付け

貸付要件	住宅の取得や修繕等のために資金を必要とするとき
利 率	年利1.32% 月利0.11%
貸付金額	10万円~1800万円(10万円単位)
償還回数	毎月360回以内 ボーナス60回以内
添付書類	・申込事由に応じた書類(当支部ホームページの「共済事務の手 びき」参照)

◆ 結婚貸付け

貸付要件	結婚するために資金を必要とするとき
利 率	年利1.32% 月利0.11%
貸付金額	10万円~200万円(10万円単位)
償還回数	毎月120回以内 ボーナス20回以内
添付書類	・婚姻の事実を証明できる書類 ・必要額が確認できる書類

◆ 医療貸付け

貸付要件	医療を受けるために資金を必要とするとき
利 率	年利1.32% 月利0.11%
貸付金額	10万円~120万円(10万円単位)
償還回数	毎月110回以内 ボーナス18回以内
添付書類	・医師の診断書の写し ・戸籍謄本等(対象者が被扶養者でない場合)

◆ 葬祭貸付け

貸付要件	葬祭を行うために資金を必要とするとき
利 率	年利1.32% 月利0.11%
貸付金額	10万円~200万円(10万円単位)
償還回数	毎月120回以内 ボーナス20回以内
添付書類	・対象者が死亡及び続柄を確認できる書類 ・必要額が確認できる書類

◆ 特別貸付け

重	貸付要件	任期に定めのある組合員が臨時に資金を必要とするとき
禾	河 率	年利1.32% 月利0.11%
貨	責付金額	給料月額×0.3×残任期月数(上限200万円、10万円単位)
付	賞還回数	残任期月数以内
液	 《 《 付書類	・辞令の写し ・必要額が確認できる書類 (送金額100万円以上の場合)

◆ 災害貸付け

貸付要件	災害や事故により資金を必要とするとき
利 率	年利0.99% 月利0.0825%
貸付金額	10万円~200万円(10万円単位)
償還回数	毎月120回以内 ボーナス20回以内
添付書類	・り災証明書または交通事故証明書

◆ 住宅災害貸付け

貸付要件	住宅が災害を受け、その修繕や住宅の取得に資金を必要とするとき
利 率	年利0.99% 月利0.0825%
貸付金額	10万円~1900万円(10万円単位)
償還回数	毎月360回以内 ボーナス60回以内
添付書類	・り災証明書 ・申込事由に応じた書類(当支部ホームページの「共済事務の手 びき」参照)

◆ 介護構造住宅貸付け

貸付要件	介護仕様の住宅の取得やリフォームに資金を必要とするとき
利 率	年利1.06% 月利0.0883%
貸付金額	10万円~300万円(10万円単位)
償還回数	毎月360回以内 ボーナス60回以内
添付書類	・申込事由に応じた書類(当支部ホームページの「共済事務の手 びき」参照)

◆ その他貸付け

その他にも高額医療、出産貸付けがあります。詳細につきましては当支部ホームページの「共済事務の手びき」を ご覧ください。

◆ 貸付シミュレーション

当支部ホームページで貸付シミュレーションができます。 ご希望の条件を入力することで償還額を試算できますので、 ご活用ください。

◆ 留意事項

- ・掲載の利率は変動利率制であり、保証料率(年利0.06%、 月利0.005%)を含みます。
- ・掲載の貸付金額は組合員期間や給料月額によって変更と

なる場合があります。

- ・各種貸付けの申込書類や添付書類は上記の他にも必要と なる場合があります。
- ・必要書類や貸付けの詳細につきましては当支部ホームページの「共済事務の手びき」をご参照ください。

◇ 貸付けの締切日及び送金日

◆ 締切日

毎月25日(休日等に当たる場合はその前営業日) ※高額医療、出産貸付けは随時受付

◆ 送金日

翌月28日 ※12月のみ25日 (休日等に当たる場合はその 翌営業日、ただしその月に該当日がない場合は前営業日)

◇ 貸付けの制限

以下に該当する場合は貸付けできません。

- ・一般、教育、災害、結婚、医療、葬祭貸付けの未償還元 金合計額が700万円を超えるときに当該貸付けを申し込む 場合
- ・一般貸付けで既貸付金を交付した月の初日から起算して 2年を経過する前の借換え
- ・組合員期間6か月未満の方
- ・当共済組合の毎月償還額の合計が給料月額の3/10を超 える、またはボーナス償還額の合計が給料月額の6/10 を超える場合
- ・当共済組合及び他の金融機関等への償還年額の合計が給料月額の4.8倍を超える場合

- ・過去に当共済組合の貸付けにおいて、債務不履行となった場合(法的整理含む)
- ・退職前3か月以内の方(高額医療、出産貸付けを除く)

◇ 償還方法

毎 月 償 還	毎月の給料から元利均等額で償還
ボーナス併用償還	毎月償還に加えて、6・12月のボーナス支給月に元利均等額で償還
全額繰上償還	申出により未償還元金の全額を償還(毎月受付)
一部繰上償還	申出により未償還元金の一部を償還(年2回受付)
即 時 償 還	以下に該当する場合は未償還元利金の全額を直ちに償還となります。 ・組合員の資格を喪失したとき ・退職手当の支給を受けることができるとき ・申込内容に偽りのあることが認められたとき ・貸付規程または貸付規則に違反したとき ※退職手当の支給を受ける場合は給与支給機関 が退職手当から一括控除します。

◆ 一部繰上償還及び全額繰上償還

申出書	申込時期
全額繰上償還申出書(第13号)	随時(毎月20日締切)
一部繰上償還申出書(第14号)	6月、12月の年2回(原則20日締切)

- ・申出書は当支部ホームページの「共済事務の手びき」に掲載しています。
- ・申出書を20日までに受理したものは、翌月10日頃に「貸付 償還金払込書」を所属所あてに送付しますので、納付期限 (原則20日)までに指定の口座へ納入してください。

教職員互助会

- ◇ 貸付けの種別、要件及び金額等
- ◆ 提出書類(全貸付共通)
 - ◎貸付申込書一式
 - ·貸付申込書
 - ・借用証書…貸付申込金額に応じた<u>収入印紙を貼付</u> (割印はしないでください。)
 - ・貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書
 - ◎添付書類は、貸付けの種別によって異なりますので、下 記をご覧ください。

◆ 利率

年利0.9% 月利0.075% (金利は変動のため、償還中に) 変更することがあります。

- ※貸付決定後は、申込金額、償還方法、償還回数の変更は できません。
- ※申込書はお早めに提出してください。
- ※貸付申込書等の様式は、互助会ホームページからご利用 になり、申込みにあたってはホームページの貸付事業を ご覧ください。印刷の際に両面印刷はしないでください。

◆ 生活資金

貸付要件	現職会員が臨時に資金を必要とするとき。
貸付金額	10万円~200万円(10万円単位)
償還回数	例月72回以内 期末12回以内 (期末の貸付金額は、申込金額の1/2以内、償還回数は例月償 還回数の1/6以内)
添付書類	なし

◆ 教育資金

貸付要件	現職会員又はその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が私立中学校、高等学校、大学、各種学校等の教育機関に入学又は修学するための資金を必要とするとき。
貸付金額	入学者又は修学者1名につき10万円~300万円(10万円単位)
償還回数	例月120回以内 期末20回以内 (期末の貸付金額は、申込金額の1/2以内、償還回数は例月償 還回数の1/6以内)
添付書類	・入学する学校の合格通知書等の写し、在学中の場合は在学証明書等の原本(いずれも発行日から3月以内) *被扶養者でない子の場合は戸籍謄本の原本(発行日から3月以内)

◆ 住宅資金

貸付要件	現職会員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移 築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若 しくは補修のために資金を必要とするとき。
貸付金額	50万円~600万円(10万円単位) ・工事請負契約書、売買契約書又は賃貸契約書の契約価格の範囲内 *貸付申込時において、申込人が退職すると仮定した退職手当の 範囲内
償還回数	例月240回 期末40回 (期末の貸付金額は、申込金額の1/2以内、償還回数は例月償 還回数の1/6以内)
添付書類	・住宅資金貸付けに関する誓約書・申込事由に応じた書類(「住宅資金貸付必要書類等一覧表」参照)*定年退職まで5年に満たない方は、退職手当振込口座届出書、委任状、印鑑証明書
備考	・申込みは、対象物件の完成又は取得日前3月以内 ・貸付けの申込事由が完了後、3月以内に「完了報告書」等の提 出が必要 ・土地の購入の場合、5年以内に住宅の建築が必要 ・新築、増築、改築、移築、購入又は借入れの対象部分が、互助 会の貸付金送金時において、既に申込人の名義で登記されてい る場合は貸付対象外

◆ 自動車資金

貸付要件	現職会員が自家用自動車を購入するための資金を必要とするとき。 現職会員が自動車ローンの返済のための資金を必要とするとき。
貸付金額	10万円~300万円(10万円単位) ・購入の場合は、契約価格の範囲内 ・自動車ローン返済の場合は、自動車ローン残高の範囲内(貸付金送金日時点の残高) ・購入と同時に自動車ローンの返済(購入と同一車を除く。)を行う場合は、契約価格と自動車ローンの残高を合算した金額の範囲内 *下取車がある場合は、契約価格からその金額を差し引いた金額の範囲内
償還回数	例月72回以内 期末12回以内 (期末の貸付金額は、申込金額の1/2以内、償還回数は例月償 還回数の1/6以内)
添付書類	 ◎購入のみ:売買契約書又は注文書の写し *購入金額、納車予定日、契約者(現職会員及び相手業者)名、印、契約年月日が確認できるもの(見積書は不可) ◎ローン返済:・車検証の写し(電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し) ・貸付金送金日時点で繰上償還した場合の金額がわかるもの(残高証明書等) ・貸付償還表の写し ・直近3月の返済状況が表示された通帳等の写し ◎購入とローン返済同時:上記の書類すべて
備考	・申込みは、契約日から3月以内又は納車予定日まで ・ローン返済に関わる借換手数料は貸付対象外 ・貸付金送金日時点でローンが返済されている場合は貸付対象外

◇ 貸付けの決定及び送金

毎月10日(土・日・休日の場合は前日)までに受理した 貸付申込書(書類完備のもの)は書類審査の上、当該月の 末日までに送金します。

特に、住宅資金貸付けは、申込内容によって審査に時間 を要することから、希望の月に貸付けできない場合もあり ますので、余裕を持った日程での申込みをお願いします。

◇ 貸付償還額

互助会ホームページの「償還シミュレーション」で、条件を入力することで償還額を試算できます。

◇ 令和7年7月~令和8年6月の受付締切日・送金日

受付締切日は互助会必着です。

受付締切日	送金日	受付締切日	送金日	受付締切日	送金日
7月10日(木)	7月30日(水)	11月10日(月)	11月27日(木)	3月10日(火)	3月30日(月)
※8月 8日(金)	8月28日(木)	12月10日(水)	12月25日(木)	4月10日(金)	4月28日(火)
9月10日(水)	9月29日(月)	※1月 9日(金)	1月29日(木)	※5月 8日(金)	5月28日(木)
10月10日(金)	10月30日(木)	2月10日(火)	2月26日(木)	6月10日(水)	6月29日(月)

※印は、土・日・休日のため、締切が早まりますので、ご留意ください。

◇ 貸付の制限(貸付けできない方)

- ・会員期間が6月以内の方
- ・退職目前3月以内の方
- ・借換えの場合、前貸付けの例月償還の償還回数が24回未満の方(住宅資金を除く)
- ・1月の償還額が、本会の貸付金の償還額と公立学校共済 組合等の貸付金の償還額を合算し、給料月額の3/10を 超える方
- ・期末手当からの1回当たりの償還額が、本会の貸付金の 償還額と公立学校共済組合等の貸付金の償還額を合算し、 給料月額を超える方
- ・借受後の住宅資金貸付けを除く貸付未償還元金(償還猶予 分の未償還元金を含む)の合計額が700万円(任期に定めの ある現職会員及び任期の定めがなく退職手当の発生しな い現職会員は住宅資金貸付けを含め200万円)を超える方
- ・育児、介護、療養又は大学院修学等による休業のため無 給の方

- ・停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない方
- ・破産の手続中の方、又は破産宣告をした方
- ・民事再生の手続中の方、又は再生計画認可の決定を受けた方
- ・本会が加入している貸付保険の適用を受けた方
- ・償還の確実性がないと認められる方

◇ 借換え

- ・生活、教育及び自動車資金貸付けについては、例月償還 の償還回数が24回を終えていないと借換えできません。
- ・未償還元利金を新たな貸付申込額から差し引いた額を送金します。

◇ 償還方法

貸付けを受けた月(送金月)の翌月から、元利均等方式により償還していただきます。

例月償還	毎月の給与から償還
併用償還	毎月の給与と6月・12月の期末手当から償還
繰上償還	繰上償還申出書の提出により、未償還元利金の全額を償還 (一部の償還はできません。) 毎月10日締切(土・日・休日の場合は、その前日) 繰上償還する月の15日頃に所属所あてに納付書を送付しますので、 月末までに払い込みしていただきます。 ※繰上償還の取消しはできませんので、確実に払い込みできる月 を申し出てください。
即時償還	次の場合は、未償還元利金の全額を直ちに償還しなければなりません。 1 指定の償還日に償還できなかったとき 2 申込内容に事実に反する事項が認められたとき 3 規程に違反したとき 4 現職会員の資格を喪失したとき ※退職手当が支給される場合は、未償還元利金は退職手当から控除します。 ※退職手当が支給されない場合又は退職手当から控除できない場合は、納付書により指定の期日までに償還していただきます。

◇ 償還猶予

育児休業等により給料の全部が支給されないとき、償還 猶予申出書の提出により、償還を猶予することができます。

償還猶予申出書は、猶予開始月の前月10日(土・日・休日の場合は、その前日)までに、辞令等を添付し、提出してください。

償還猶予を受けた償還金は、猶予期間満了月の翌月から 例月償還金と併せて償還していただきます。

(注意) 元の返済期間が延びるのではなく、猶予終了後、<u>通常</u> <u>償還分+猶予償還分(1か月分)=2か月分(期末も</u> 2倍)を猶予回数分償還していただくことになります。

●福利厚生事業

公立学校共済

健康と福祉の増進をはかるため、次のような事業を行って います。

事 業 名	事業の内容
人間ドック	1 一般 ●対象者 36歳から54歳、59歳以上の組合員 ●検診に要する費用 自己負担額 基本検査料 11,000円 オプション検査 子宮がん検査(頸がん検査) 1,300円 乳がん検査(マンモグラフィー検査) 1,700円 ●期 間 5月下旬〜翌年2月 ●検診場所 地域医療機関(67か所) ●検診コース 日帰り ●検診内容 呼吸器・循環器・腎機能・消化器・肝機能・視力・聴力等13項目 ※婦人科検査(オプション)の乳がん検査で原則40歳以上の女性を対象としたマンモグラフィー検査等を実施 ※50歳以上の男性組合員に前立腺検査(血液検査)を実施
	2 年齢指定 ●対象者 35歳、55~58歳の組合員 ●検診に要する費用 自己負担額 基本検査料 35歳の組合員 5,000円 その他の組合員 11,000円 オプション検査 子宮がん検査(頸がん検査) 1,300円 乳がん検査(マンモグラフィー検査) 1,700円 ●期間、検診場所等については、上記1の一般検査と同じ

事 業 名	事業の内容
婦人がん検診	●対 象 者 女子組合員と組合員の女性配偶者(被扶養者として認定されている者) ●検診に要する費用 自己負担額子宮がん検査 1,700円乳がん検査(マンモグラフィーなし)800円乳がん検査(マンモグラフィーあり)2,000円
	●検診場所 地域医療機関 (34か所) ●検診内容 子宮がん・乳がん
脳 ドック	●対象者 40歳以上の組合員 ●検診に要する費用 自己負担額は、医療機関の設定する検査料から共済組合補助額15,000円(定額)を差し引いた額 ●期 間 6月〜翌年2月 ●検診場所 地域医療機関(42か所) ●検診内容 MRI検査(脳の断層撮影)、MRA検査(脳の血管撮影)、その他医療機関で必要とする検査
配偶者人間ドック	 ●対象者 35歳以上の配偶者(被扶養者として認定されている者) ●検診に要する費用 自己負担額 基本検査料 11,000円 オプション検査 子宮がん検査(頸がん検査) 1,300円 乳がん検査(マンモグラフィー検査) 1,700円 ●期間 5月下旬〜翌年2月 ●検診場所 地域医療機関(67か所) ●検診コース 日帰り ●検診内容 呼吸器・循環器・腎機能・消化器・肝機能・視力・聴力等13項目 ※婦人科検査(オプション)の乳がん検査で原則40歳以上を対象としたマンモグラフィー検査等を実施※50歳以上の男性に前立腺検査(血液検査)を実施

事 業 名		事	業	の	内	容	
特定健康診査 特定保健指導	●対 象 者 ●受診資格	し康査4続旬に 共断行1合受じ	済(つ日員診で 組た現及券 を がを がを がを がを がる	の員り受短短発を 関と診り組 を を を 発を 発を 発を 発を 発を 発を 発を 発を 発	ドラスを含まれる。	及こまる※ びとす被) がと。 挟に以 が を が が と が と が と が と が と が と り れ り れ り り れ り り り り り り り り り り り り	養所特者しの を関係を を関係を を関係を を関係を を関係を を関係を を を を を を を を を を を を を を
	●期 間	康診	断受診う の受理	予定の組	1合員を	除く。	いる有効期
	●受診場所	指定す	る実施は 付しま				受診券とと にも掲載し
	●診査内容	問診・ 検査・	身体計 血糖検査	坒・尿検	查	中脂質検	査・肝機能
		る費用 指導: 機 果、生活 寺定保健	無料 建診(定 舌習慣の 指導の	期健康 改善が ご案内	診断、 必要と をいた	人間ド 判断され します。	-,,,,
任意継続組合員ドック	●対 象 者 ●検診に要す	<u>の組合</u> いる者 る費用	<u>員</u> と配付				度で2年目 認定されて
	自己負担 基本権		查				11,000円
	乳 ●期 間 ●検診場所	がん検査 5月~ 地域医	査(頸が (マンキ 翌年2月 療機関	Eグラフ 目	アイー杉)	1,300円1,700円
	●検診コープ ●検診内容	呼吸器 力・聴	・循環 力等13	 項目			
		則40 査等	歳以上で を実施	を対象と	とした、	マンモグ	ん検査で原 ラフィー検 査)を実施
			2 2 PZ PZ PZ PZ		.,,		_, _, _,

事 業 名	事業の内容
離島へき地勤務者支援事業	●補助内容 ○支部が主催する健診事業の受診、セミナー参加、健康相談、及び市町村が実施する妊婦検診を受診した際の補助 ■交通費のうち「フェリー運賃」の一部を補助 ・補助金額 「フェリー運賃」の2等料金相当額(島民割引券を利用した場合は、その金額)とし、1回5,000円を上限とし、その都度補助 ■前泊又は後泊が必要な場合に宿泊料の一部を補助・補助金額 受診等に要した宿泊料で、5,000円を上限とし、その都度補助 ■移動に要する交通費の一部補助・補助金額 移動した距離(フェリーでの移動距離を除く)が100 km以上200km未満は1,000円、200km以上は2,000円をその都度補助 ○支部が主催する健診事業(人間ドック、配偶者人間ドック、脳ドック、婦人がん検診)を希望しても受診できなかった組合員等が、個人で人間ドック等を受診した際に検査に要する費用、フェリー運賃、宿泊費、交通費の一部について各年度1回限り補助・補助金額 検査に要する費用は自己負担額の1/2で15,000円を上限とし、フェリー運賃等については、上記補助と同額
	※実際に支払った費用に対する補助となりますのでご注意く

ださい。

事 業 名	事業の内容
第56回北海道 教職員美術展	●出品種目 絵画・立体・書道・写真 ●中 央 展 札幌市民ギャラリー ●地方移動展 なし
教職員の退職準備事	●目 的 在職中から退職後を見通した生活設計の情報を提供し、退職後の諸問題の解消と在職中の士気の高揚を図る。 ●退職準備に係る資料の提出対象者:組合員(年齢による制限なし)退職準備ガイドブックのほか、年金・退職手当・互助会制度・生きがいづくりなどの情報を提供する。 ●生涯生活設計セミナー対象者:50歳以上の組合員一般財団法人教職員生涯福祉財団が実施するオンラインセミナーを取り入れる。
福祉支援	●目 的 長寿高齢化社会の到来に備えるため、組合員(任意継続組合員を含む。)及びその被扶養者を対象に介護講座等の福祉支援事業を実施する。 ●内 容 実技等を取り入れた介護講座等を開催する。 7月下旬~8月中旬(予定)
札幌宿泊所 (ホテルライフォート桃) 利用補助 TEL 011-521-5211	●会議室利用補助~組合員及びその被扶養者がレクリエーション及び会合等で会議室を利用した場合、その会議室利用料の2分の1を補助します。※1室30万円まで ●婚礼利用補助~組合員及びその子が婚礼を行う場合(組合員資格喪失後12か月以内に婚礼を行うものを含む。)、費用の2分の1を補助します。※1人あたり20万円要で (組合員員が死亡したときその家族が法妻を行う場合は、49日及び1周忌法要を行う場合は、49日及び1周忌法要で対象となります。)その費用のうち、5万円を補助します。 一人あたり2,000円を補助します。同様に、本体価格の半額を上限とし、一人あたり2,000円を補助します。同様に、本体価格の半額を上限とし、一人あたりの利用料金が4,000円以上の場合は2,000円を補助します。※回数上限あり年越しセットの購入の際は、1回2,000円の補助を複数回ご利用いただけます。 ※宿泊と宴会及びレストランの補助回数上限は組合員本人1人につきそれぞれ12回となります。

事 業 名	事業の内容
指定宿泊施設 利 用 補 助	●対象者 組合員 (教職員互助会の現職会員と特別会員は除く)と被扶養者(小学生以上) ●補助内容 組合員等が宿泊のため、支部が指定する宿泊施設を利用する場合、宿泊料の一部を補助する。 ●補助額 1人一泊2,000円(年間3泊まで) P104以降の施設一覧を参照願います。
任意継続組合員宿泊利用補助	●対象者任意継続組合員(教職員互助会の特別会員は除く)と被扶養者(小学生以上) ●補助内容組合員等が宿泊のため、支部が指定する宿泊施設を利用する場合、宿泊料の一部を補助する。 ●補助額 1人一泊2,000円(年間3泊まで)
ヘルスアップ セミ 事業	●目 的 組合員が健康で明るく豊かな生活をすごすために、健康管理意識を育て、また、心身の健康保持増進を図ることを目的としたヘルスアップセミナー等(以下「セミナー等」という。)の実施を推進する。 ● 本 者 公立学校共済組合北海道支部組合員の所属する所属所等とする。 ● 事業主体 セミナー等を実施する所属所等と公立学校共済組合北海道支部の共催事業とする。 ● 事業内容等 所属所等が下記のテーマ等で企画したセミナー等に要する経費のうち、一定の額を支部が負担する。 (1) メンタルヘルスケア (2) 生活習慣病予防 (3) 女性特有の疾病予防 (4) 運動習慣、運動の楽しさ等の運動実技 (5) たばこの害、禁煙の方法等の禁煙サポート (6) 飲酒が健康に与える影響 (7) 歯の喪失防止 (8) その他(上記以外の健康管理・健康保持増進) ●実施時期 4月から翌年2月まで(所属所等の計画による) 北海道内の所属所等
ストレスチェック	・公立学校共済組合北海道支部のホームページ(厚生サービスを利用する欄)に「5分でできる職場のストレスチェック」(外部リンク「こころの耳」)を掲載していますのでご利用ください。 なお、「こころの耳」は厚生労働省が委託し、一般社団法人日本産業カウンセラー協会が運営する、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトです。

教職員互助会

事 業 名	事業の内容
指定宿泊施設利用補助	●補助対象者 現職会員又はその被扶養者 (後期高齢者扶養 親族 (P11参照)を含む。) ●補 助 額 1人1泊2,000円 ●利用限度 年度内(4月~翌年3月)1人3泊まで(離島居住者は5泊まで。) ●対象とならない場合等 ・公務出張等による利用 ・宿泊を伴わない利用(日帰り入浴、宴会等) ・1人1泊当たりの利用料金が補助額に満たないとき ・利用限度を超えての利用 ・補助対象者以外の利用 (例)・再任用職員の宿泊 ・会員の被扶養者(後期高齢者扶養親族を含む。)に認定されていない家族の宿泊 ・互助会非加入者(臨時的任用教職員等で互助会に加入していない職員、札幌市立高校の職員、札幌市立学校の事務職員、札幌医科大学職員、道庁・教育関係の出先機関の職員など)の宿泊 ●指定宿泊施設 P104以降参照 ●指定宿泊施設 P104以降参照 ●宿泊予約の前に、必ずP100の「利用に当たっての留意事項」をお読みください。
地 区 別 レクリエーション	現職会員を対象として、地区別レクリエーション事業を関係 行政機関・団体と共催して実施します。
健 康 推 進	現職会員及びその被扶養者を対象に、レクリエーション等を 実施します。 チャレンジ!アウトドア チャレンジ!スキー チャレンジ!ウォーク MANABU!旅 婚活事業 (E-DE-I♥G-PARTY) チケット割引補助事業 チケット割引斡旋事業 全教互会員証割引事業
北海道教職員体 育 大 会	北海道教職員体育大会を関係行政機関・団体と共催して実施 します。

●相談事業

公立学校共済

事 業 名	事業の内容
心の健康相談	●相談対象者 組合員 ●相 談 者 組合員本人、組合員の家族、組合員の所属所長及び組合員の同僚
	(ただし、「組合員の同僚」は電話相談に限る。) ●相談事項 日常生活及び職場等における心の健康に関する相談
	●相談場所 ① 心の健康総合相談室 (電話番号 011-530-6206、011-563-4241) ホテルライフォート札幌(札幌市中央区南10条西1丁目) ● 電話相談 ・相談員 保健師及び教育行政経験者 ・相談日時
	【保健師】 月・火・水・金 9:30~17:00 木 13:00~20:00 土(第1週、第3週)10:00~15:00 【教育行政経験者】 火〜金 9:30~17:00
	* 祝日、12月29日~1月3日を除きます。
	釧路市において、精神科医師による面接相談を行っています。*事前予約が必要です。詳細は、お問い合わせください。*電話番号 011-231-4111 (内線35-381)

事 業 名	事業の内容
健康相談事業	 ●LINEを使ったメンタルヘルス相談 (心ほっとサポート@公立学校共済) ●LINEアプリにて、友だち追加をお願いします。 (ID:@kouritukyosai_mh) ●対象者 組合員本人 ●水、土、日、月曜日 18:00~22:00 (祝日・年末年始を含む)(1日1回30分~60分程度) ●相談に関する費用 無料(通信費は自己負担) ●相談内容 公認心理師・臨床心理士等が行うLINEによるメンタルヘルス相談 ●本のよりにはるメンタルへルス相談 ●本のよりにはるメンタルへルス相談 ●本のよりにはるメンタルへルス相談 ●本のよりにはなる ●本のよりにはなるよりにはなる ●本のよりにはなるよりにはなるよりにはなるようにはなるようにはなるようにはないますがある。 ●本のよりにはなるようにはないますがあるますがある。 ●本のよりにはないますがあるますが行うといるようにはないますがある。 ●本のよりにはないますがある。 ●本のよりにはないますがあるますが行きといるようにはないますがある。 ●本のよりにはないますがある。 ●本のよりにはないますがある。 ●本のよりにはないますがある。 ●はいますが行きといますがある。 ●本のよりにはないますがある。 ●本のよりにはないますがある。 ●を持ていますがある。 ●を持ていますがある。 ●を持ていますがある。 ●を持定していますがある。 ●本のよりにはないますがある。 ●を持ていますがある。 ●を持定していまする。 ●を持定していますがある。
	●教職員電話健康相談24 0800-777-8349 ●対象者 組合員及び被扶養者 ●相談に要する費用 無料 (1回20分程度) ●一般健康相談、専門医相談 (予約制)、小児救急相談に対応
	 ■電話・面談メンタルヘルス相談 0800-700-5680 (面談は予約必要) ●対象者 組合員及び被扶養者 ●電話相談:月〜土曜日 10:00~22:00 (祝日、年末年始を除く)、面談予約 月〜土曜日 10:00~20:00 (祝日、年末年始を除く) ●相談に要する費用 電話相談:無料(1回20分程度)面談相談:1人年間5回まで無料(1回50分程度) ●相談内容 臨床心理士がプライバシー厳守のカウンセリングを行う
	●女性医師電話相談 0120-215-579 (予約制) ●対象者 女性の組合員及び被扶養者 ●月〜土曜日 10:00~21:00 (祝日、年末年始を除く) ●相談に要する費用 無料 (1回20分程度) ●相談内容 女性疾患についての相談
	●介護電話相談 0120-515-579 ●対象者 組合員及び被扶養者 ●月〜土曜日 10:00~18:00(祝日、年末年始を除く) ●相談に要する費用 無料 ●相談内容 介護全般にケアマネジャーや社会福祉士が回答
	●Web相談 URL https://www.mh-c.jp/ ログイン番号783269 ●対象者 組合員及び被扶養者 ●相談に要する費用 無料 ●相談内容 電話でメンタルヘルスの相談をしづらい方のた めのWeb相談

教職員互助会

事 業 名	事業の内容
特別会員相談	 ●特別会員の加入及び退会に関する相談 ●医療費給付事業及び生きがい事業等に関する相談 ・相談先 教職員互助会 福祉相談室 直通☎011-271-5229 代表☎011-271-5225 ・相談日 月~金曜日(祝日及び12月29日~1月3日を除く) ・相談時間 9時~17時
健 康 相 談	●現職会員(公立学校共済組合員を除く)及び特別会員とその配偶者・被扶養者を対象とする健康に関する相談・相談内容 健康、医療、看護、介護、育児、メンタルヘルス、夜間・休日開院医療機関、介護等シルバー情報、医薬品に関する情報・相談 先 ティーペック株式会社フリーダイヤル:0120-034-828・相談日年中無休・相談時間 24時間
心の健康相談	●現職会員(公立学校共済組合員を除く)及びその家族を対象とする日常生活及び職場等における心の健康に関する相談(1)相談場所 心の健康総合相談室ホテルライフォート札幌札幌市中央区南10条西1丁目(地下鉄南北線中島公園駅下車) (2)電話相談・電話番号 011-530-6206又は011-563-4241・相談日時【教育行政経験者】火〜金 9:30~17:00【保健師】月・火・水・金 9:30~17:00本 13:00~20:00土 (第1週、第3週) 10:00~15:00(祝日及び12月29日~1月3日を除く) (3)面接相談・精神科医師による相談〜毎月1回(予約が必要)・教育行政経験者、保健師による相談〜随時(予約が必要)

●団体保険等事業

教職員互助会

◇ 団体保険・団体傷害保険

本会理事長を保険契約者とし、現職会員及びその家族を被保険者とする次の保険を取扱っています。

団体保険(マイプラン21等) P94~P95参照 団体傷害保険 P96参照

◇ 生命保険及び損害保険※1の団体扱い

本会では、下記の保険会社と団体扱いの契約を締結し、 保険料の集金をしています。

保険の団体扱いを希望される場合あるいは団体扱いをやめる(退職する、本会を退会する等)場合は、**各保険会社へ直接手続をお取りください**。また、団体扱いに関するお問い合わせは、各保険会社にお願いします。

- (注意) 1. 保険契約者が現職会員ご本人となっている保険に限ります。
 - 2. 保険会社ごと、保険ごとに取扱いが相違する場合があります。

生命保険会社	日本、アクサ、ジブラルタ、第一、太陽、富国、朝日、明治安田、大樹、住友、アフラック、ソニー、東京海上日動あんしん、マニュライフ、SOMPOひまわり、プルデンシャル、メットライフ、かんぽ※2
損害保険会社	共栄、三井住友海上、あいおいニッセイ同和、東 京海上日動、日新、AIG、損保ジャパン

- ※1 自動車保険については、退職後、特別会員へ加入したときは、継続して加入することができます (団体割引等が適用。保険料の支払いは、年一括払または長期年払)。
- ※2 かんぽ生命は道・札幌市費の給与控除可能な会員が対象です。

◇ ご自宅の住所が変更になった方へ

本会で生命保険及び損害保険を団体扱いにしている場合でも、ご住所等が変更になったときは、契約者ご本人から保険会社へ連絡が必要です。詳細は、各保険会社にお問い合わせください。

本会への連絡は不要です。

◇ 給与から保険料が控除できなくなった場合の保険料の取扱いについて

育児休業や無給休職等により給与から保険料が控除できなくなった場合、指定金融機関*の普通預金口座から毎月口座振替によりお支払いいただけます。ただし、振替口座設定の手続きが完了するまでは、銀行振込によりお支払いいただきます。

なお、復職するときは、特に手続きの必要はありません。 給与控除が可能となった月から休職前と同様に給与から保 険料を控除させていただきます。

※指定金融機関⇒北洋銀行、北海道銀行、北海道労働金 庫、道内に本店のある信用金庫

振替口座の設定の手続きについては、団体保険グループ (電話011-271-2465) にご連絡ください。

保険料のお支払いが滞った場合、団体扱いから個人扱いになったり、保険契約が解除となることがありますので、ご注意ください。

なお、この場合の個人扱いへの変更及び保険契約の解除は、各保険会社の取扱いによるものですので、ご了承 ください。

◇ 団体保険

ご案内の送付予定時期 毎年7月~9月

申込締切日 毎年9月下旬

保険期間 1年(毎年1月1日~12月31日)

※ 更新時に変更・脱退の申出がない場合は、以降1年ごとに同保障内容での自動更新となります。

なお、保険期間中に変更・脱退の取扱いは原則できません。

マイプラン21

対象者:本人・配偶者・こども

特 長:死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。(一時金部分)

死亡・高度障害、障害状態 (障害年金1級) の場合、死亡・高度障害・障害保険金を 年金形式でお支払いします。(年金部分)

手頃な保険料で大きな保障、告知書扱いで加入できます。

毎年内容変更ができます。(1年更新)

1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金があります。(ただし中途脱退は除く)

●一時金部分と年金部分ではお支払の対象となる支払事由や支払保険金の算出方法・給付割合などが異なります。

●それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。

医療保険~マイプラン21(一時金部分)の加入が条件~

対象者:本人・配偶者・こども

特 長:「病気・ケガ」で継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。 所定の手術や集中治療管理を受けた場合、それぞれ給付金をお支払いします。 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院した場合、保険金を お支払いします。

●医療保険は、生命保険(医療保障保険・医療プランⅡ型)と損害保険(普通傷害保険)をセットしたものです。●医療保障保険は1年ごとに収支計算をし、剰余金が生じた場合は配当金があります(ただし、中途脱退は除く)。

●生命保険(医療保障保険・医療プランⅡ型)と損害保険(普通傷害保険)ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法・給付割合などが異なることがありますので詳細についてはパンフレットでご確認ください。

医療費支援制度(先進医療型)~マイプラン21(一時金部分)の加入が条件~

対象者:本人・配偶者・こども

特 長:「病気・ケガ」で1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射 線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。

※対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。

※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

長期療養収入補僧保険~マイプラン21(一時金部分)の加入が条件~

対象者:本人

特 長:病気やケガにより免責期間90日を超えて就業障害が継続した場合、10年を限度と して保険金をお支払いします。(55~64歳の方は3年、所定の精神障害による就業 障害の場合は24ヵ月が限度)

医師の指示による自宅療養も保険金を給付します。

入院充実保障保険~単独加入できます~

対象者:本人・配偶者

特長:「病気・ケガ」で継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)で継続して2日以上入院の とき1日10,000円の入院給付金をお支払いします。(支払日数無制限)

●疾病オプション: 所定の生活習慣病 (糖尿病・高血圧性疾患・腎臓病・肝臓病) が心配な方に! 女性疾病の補償で女性の方に安心を!

●介護オプション:介護への不安を軽く!

※疾病オプション・介護オプションは、入院充実保障保険の加入が条件です。

新 ・ 重 病 克 服 支 援 制 度 ~単独加入できます~

対象者:本人・配偶者

特 長:所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、 所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたと き保険金をお支払いします。

余命6カ月以内と判断されるとき保険金の前払い請求ができます。(リビング・ニー

ズ特約)

死亡・所定の高度障害の場合、保険金をお支払いします。

※ただし、特定疾病保険金、死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。

精 立 年 金 保 険 ~単独加入できます~

対象者:本人

特 長:公的年金の補完制度として老後のゆとりある生活のための資金確保を主な目的とす る生命保険です。

A型(一般の生命保険料控除適用型)と

B型 (個人年金保険料控除税制適格型) があります。

P 94 から P 95 は保険の概要を説明したものです。詳しい内容については、パ ンフレット(2025年団体保険のご案内)をご覧ください。

団体保険に加入され、定年退職を迎えられる方には、毎年12月上旬に退職後 の取扱いについてのご案内を送付いたします。

積立年金保険にご加入の方は2月上旬に送付いたします。

定年以外の退職、所属所の異動等により互助会を退会される方は、事前に本会 にご連絡いただければ、退会後の取扱いについてご案内します。

退会までにご連絡がない場合は、退会月での脱退となります。

(団体保険グループ直通 TEL 011 - 271 - 2465)

【団体保険に関するお問い合わせ先】

明治安田生命保険相互会社 北海道公法人営業推進部

フリーダイヤル 0120-678-998

受付時間 月~金(祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

MYG - A - 25 - LF - 65

◇ 団体傷害保険

(傷害総合保険、医療保険基本特約・疾病保険特約・がん保険特約セット団 体総合保険、団体長期障害所得補償保険)

ご案内の送付予定時期 毎年12月

保険期間 1年(毎年4月1日午後4時~翌年4月1日午後4時) ※更新時に変更、脱退の申出がない場合は、以降1年ごとに同条件で自動継続 ※退職後の取扱いについては、下記のお問い合わせ先にご確認ください。

保険期間の中途から新規加入することができます。

手続き方法、申込締切等はパンフレットをご覧いただくか、お問い合わせください。

(注意) 団体傷害保険の加入には、加入申込書兼健康告知書の提出が必要です。ただし、 告知内容によって、加入いただけない場合があります。

団 体傷害 (個人賠償責任補償セット)

対象者:本人(加入するコースにより配偶者・こどもも対象となります。)

特 長:急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合、保険金をお支払いします。 (交通事故や地震等の天災によるケガを含みます。天災危険補償特約セット) 他人にケガを負わせたりしたこと等によって法律上の賠償責任を負ったときに相手

方への賠償金や訴訟費用を保険金としてお支払いします。 (国内の事故は、示談交渉サービスがセットされています。)

疾病特約 ~団体傷害の加入が条件~

対象者:本人・配偶者・こども

特 長:病気(がんを含む)による入院・手術・退院後の通院をした場合、保険金をお支払 いします。

がん特約 ~団体傷害の加入が条件~

対象者:本人・配偶者・こども

特 長:がん(上皮内がんを含む)による入院・手術・外来治療等をした場合、保険金をお 支払いします。(診断保険金100万円付)

先 進 医 療 補 償 ~疾病またはがん特約の加入が条件~

対象者:本人・配偶者・こども

特 長:病気やケガによって、先進医療や臓器移植を受けた場合、技術料だけでなく交通費

も保険金としてお支払いします。

長期障害所得補償保険 ~単独加入できます~

対象者:本人

特長:病気やケガによって、長期間(91日以上)にわたって入院や医師の指示による自宅

療養をせざるをえない状態となった場合、保険金をお支払いします。

このページは保険の概要を説明したものです。詳しい内容については、下記のお問い合わせ先にご確認ください。

【団体傷害保険に関するお問い合わせ先】

(取扱代理店)株式会社北海道教育互助センター

TEL 011-281-0037 受付時間 月〜金(祝日・年末年始は除く) $9:00\sim17:15$ 〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 6 丁目 2 番地 損保ジャパン札幌ビル 5 階 ホームページ(http://www.gojo-cnet/)から資料をご請求いただけます。

(引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

SJ25-00476 承認日:2025/04/14

●教育・文化振興事業

教職員互助会

事 業 名	事業の内容
教育講演会	教育講演会を関係団体と共催して実施します。 ●実施管内~石狩・上川・留萌・宗谷・胆振・十勝・根室・ 檜山
札幌交響楽団公演	札幌交響楽団公演を関係行政機関・団体と共催して実施します。 ●中札内村 7月24日 (木) 中札内文化創造センター ●雨竜町 8月2日 (土) 雨竜町農村環境改善センター
特別支援学校スクールコンサート	特別支援学校スクールコンサートを関係学校・団体と共催して実施します。
北海道教職員 美 術 展	北海道教職員美術展を公立学校共済等と共催して実施します。
市町村等公演補助	市町村等が、芸術文化公演など教育・文化の振興に寄与する 事業を主催するとき、その経費の一部を補助します。 上ノ国町ほか15市町村の公演事業 ※詳細は、互助会ホームページhttp://www.hkkg.or.jp/に掲載しています。

●退会したとき

教職員互助会

◇ 退会の手続

(退会届)

- 1 共済組合員の方で退職又は異動により退会する場合は、 退会届の提出を省略しますが、該当する給付金の請求手続 が必要です。
- 2 1以外の方は、該当する給付金の請求手続と併せて退会 届の提出が必要です。
 - 提出書類:① 互助会が認めた関係団体に勤務する方及 び道立学校非常勤職員の方の退職又は異動 による退会…現職会員退会届(別記様式5)
 - ② その他の退会…現職会員退会届(上記① とは様式が異なりますので互助会に請求してください。)

(注意事項)

- ① 退会に伴う給付金 (P98~P99) のうち、該当する給付金を請求してください。
- ② 貸付けを受けている方は、未償還元利金を即時償還 していただきます。手続については貸付担当者からお 知らせします。(P80参照)

◇ 給付金

◇ 積立還付金

現職会員が退会したとき、互助会に納入した会費総額 の10分の3に相当する額を給付します。

- 提出書類:①特別会員に加入するとき 特別会員(配偶者) 加入等申込書 セカンドライフ支援金・積 立還付金請求書(充当用)
 - ②特別会員に加入しないとき セカンドライフ支援金・積立還付金請求書(本人送金用)
- ※ 積立還付金は、退会者全員が対象になりますので、 ①又は②のいずれかの請求書を忘れずに提出してください。

◇ セカンドライフ支援金

互助会の在会年数が5年以上の現職会員が、40歳以上 で退会したとき、8万円の給付が受けられます。

- (注) 次の場合は給付の対象になりません。
 - ①退職又は異動以外の事由で中途退会したとき
 - ②請求期限が過ぎたとき
 - ③退会して一度給付を受けた者又は期限内に請求を 行わなかった者が、人事異動等により再び現職会 員となり退会したとき
- 提出書類:積立還付金の請求書と兼ねていますので、前 記によってください。
- ※ 死亡による退会の場合は、弔慰金請求書と同時に提出してください。

●指定宿泊施設利用補助

- 1 指定宿泊施設一覧はP104~P126をご覧ください。
- 2 教職員互助会加入者は次の説明を、非加入者は<u>P102の公</u> 立学校共済の説明をお読みください。

◎利用に当たっての留意事項

教職員互助会

- ① 補助金額は、1人1泊2,000円です。
- ② 補助の対象は、現職会員とその被扶養者(後期高齢者扶養親族(P11参照)を含む。)です。
- ③ 利用限度は、年度内(4月~翌年3月)1人3泊まで (離島居住者は5泊まで)です。
- ④ 予約の際には、宿泊料金を確認して、指定宿泊施設利用 補助券(以下、「補助券」といいます。)を使用する旨を、 施設に申し出てください。
 - ★印のある施設(P104~P127)は特別価格を設定している施設です。(宿泊予約時に、施設に直接電話で教職員互助会の会員である旨を伝えた場合に限ります。)
 - ・特別価格は、予約時に申し出をしない場合や、時期及 び当日の予約の数等により、適用されない場合があり ます。
 - ・特別価格は時期により異なりますので、**直接各施設に** お問い合わせください。
 - ・特別価格で予約した場合も補助券は利用できます。
- ⑤ 互助会ホームページより補助券をダウンロード (これまでの補助券 (黄色の用紙) も利用できます。) し、補助券の

会員記入欄に、補助券裏面もしくは互助会ホームページに 記載してある「記入例」を参考に必要事項を記入のうえ、チェックイン時に当該宿泊施設のフロントに提出してください。

- ⑥ 補助券は、宿泊日ごと(1泊につき1枚)に必要です。
- ⑦ 特別会員が同行する場合は、それぞれ補助券を作成してください。(特別会員は別様式)
- ⑧ 育児休業等を取得されている方も利用できます。会員番号は、会員本人の番号を記入してください。
- ⑨ 次の場合は、補助の対象になりません。
 - ※誤って利用された場合は、返納していただくこととなりますので、ご注意ください。
 - ・公務出張等による利用
 - ・宿泊を伴わない利用(日帰り入浴、宴会等)
 - ・1人1泊当たりの利用料金が補助額未満の利用
 - ・利用限度を超えての利用
 - ・不正に利用したとき
 - ・補助対象者以外の利用
 - (例)・再仟用職員の宿泊
 - ・会員の被扶養者(後期高齢者扶養親族を含む。)に 認定されていない家族の宿泊
 - ・互助会非加入者(臨時的任用教職員等で互助会に加入していない職員、札幌市立高校の職員、札幌市立学校の事務職員、札幌医科大学職員、道庁・教育関係の出先機関の職員など)の宿泊

公立学校共済 (教職員互助会に加入していない方のみ対象)

- ① 補助金額は、1人1泊2,000円です。
- ② 補助の対象は、組合員(任意継続組合員を含む)とその 被扶養者(小学生以上)です。

(教職員互助会の現職会員と特別会員は除く)

- ③ 宿泊限度数は、**年度内(4月~翌年3月)1人3泊まで**です。
- ④ ★印のある施設(P104~P126)は、宿泊予約をする場合、施設に直接電話で公立学校共済組合員である旨を伝えると、特別価格が適用される場合があります。(予約時に申し出をしない場合は、特別価格が適用されない場合があります。)
 - ・特別価格は時期及び当日の予約の数等により、適用され ない場合があります。
 - ・特別価格で予約した場合も「指定宿泊施設補助券」は利 用できます。
- ⑤ 補助券は、組合員が申請し、支部長の承認をもらってく ださい。
- ⑥ 承認された補助券は、宿泊当日忘れずに持参し、施設に 提出してください。
- ⑦ 次の場合は、補助の対象になりません。
 - ・年度内(4月~翌年3月)を通じて所定の泊数を超える 宿泊
 - ・公務出張による宿泊
 - ・日帰り入浴や飲食等、宿泊を伴わない利用
 - ・1人1泊の宿泊料金が補助金額に満たないとき
 - ・コピーした補助券を使用した場合
 - ・承認後の補助券の記載内容を修正した場合

●指定宿泊施設利用メモ

利用	日	利用施設名	利用者(本人・被扶養者)
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		

※宿泊日数については、P100~P102の◎利用に当たっての 留意事項を確認願います。

○指定宿泊利用補助対象施設一覧

〈石狩〉

(
	ホテル ライフォート札幌 ☎011-521-5211
	■ 064 – 0810 札幌市中央区南10条西 1 丁目
	ホテル ポールスター札幌 ☎011-241-9111
	☞ 060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目2
	★プレミアホテルーCABINー札幌 ☎011-213-1301
	- 5064-0805 札幌市中央区南5条西7丁目
	〈互助会のみ〉ドーミーインPREMIUM札幌 ☎0 1 1 — 2 3 2 — 0 0 1 1
	☞ 060-0062 札幌市中央区南2条西6丁目4-1
	〈互助会のみ〉ドーミーイン札幌ANNEX ☎011-232-0011
	☞ 060-0063 札幌市中央区南3条西6丁目10-6
	〈互助会のみ〉東横イン札幌すすきの交差点 ☎0 1 1 − 2 0 7 − 1 0 4 5
	☞ 064-0804 札幌市中央区南4条西3丁目4-1
	〈互助会のみ〉東横イン札幌駅南口 ☎011-222-1045
11 加 士	☞ 060-0003 札幌市中央区北3条西1丁目1-16
札幌市	〈互助会のみ〉JRイン札幌 ☎011-233-3008
	☞ 060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目
	〈互助会のみ〉JRイン札幌駅南口 ☎011-231-8111
	☞ 060-0003 札幌市中央区北3条西1丁目10
	〈互助会のみ〉JRイン札幌北 2 条 ☎ 0 1 1 - 2 1 2 - 1 2 5 6
	3 6060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目8-1
	〈互助会のみ〉東横イン札幌駅北口 ☎011-728-1045
	〈互助会のみ〉東横イン札幌駅西口北大前 ☎011−717−1045
	■ 060-0808 札幌市中央区北8条西4丁目22-7
	旅籠屋定山渓商店 ☎011-598-2929
	ぬくもりの宿 ふる川 ☎011-598-2345
	ᡂ 061-2303 札幌市南区定山渓温泉西4丁目353

<u>_______</u> 定山渓ビューホテル **☎**011−598−3223 **●**061-2302 札幌市南区定山渓温泉東2丁目111-2 定山渓ゆらく草庵 **☎**011-595-2489 〒061-2301 札幌市南区定山渓温泉東3丁目228-1 定山渓第一寶亭留 翌山亭 ☎011-598-2141 憂061-2303 札幌市南区定山渓温泉西3丁目105 翠山亭倶楽部 定山渓 ☎011-595-2001 ●061-2303 札幌市南区定山渓温泉西2丁目10 定山渓ホテル **☎**011−598−2111 〒061-2303 札幌市南区定山渓温泉西4丁目340-1 **童月グランドホテル ☎**011-598-2231 〒061-2302 札幌市南区定山渓温泉東3丁目239 定山渓 鶴雅リゾートスパ 森の謌 ☎011-598-2671 憂061-2302 札幌市南区定山渓温泉東3丁目192 悠久の宿 白糸 **☎**011-598-3351 **■**061-2302 札幌市南区定山渓温泉東2丁目138-1 札 幌 市 ホテル鹿の湯・花もみじ **☎**011-598-2311 ₹ 061 - 2303 札幌市南区定山渓温泉西 3 丁目32 定山渓万世閣 ホテルミリオーネ ☎011-598-3500 ₹061-2302 札幌市南区定山渓温泉東3丁目 翌幉館 **☎** 0 1 1 − 5 9 5 − 3 3 3 0 憂061-2303 札幌市南区定山渓温泉西3丁目57 **☎**011-598-5555 厨翠山 ₹ 061 - 2303 札幌市南区定山渓温泉西 3 丁目 4 敷島定山渓別邸 **☎**011−595−3800 グランドブリッセンホテル定山渓 ☎011-598-2214 ₹ 061 - 2302 札幌市南区定山渓温泉東 4 丁目328 シャトレーゼ ガトーキングダムサッポロ ☎011-773-2211 ▼002-8043 札幌市北区東茨戸132 北海道青少年会館Compass ☎ 0 1 1 - 5 8 4 - 7 5 5 5 ●005-0002 札幌市南区真駒内柏丘7丁目8-1

当別問	T 北海道立道民の森神居尻地区コテージ	☎ 0 1 3 3 − 2 2 − 3 9 1 1
	しこつ湖 鶴雅リゾートスパ 水の謌 〒066-0281 千歳市支笏湖温泉	☎ 0 1 2 3 - 2 5 - 2 2 1 1
	丸駒温泉旅館 	☎ 0 1 2 3 - 2 5 - 2 3 4 1
- 1h	休暇村 支笏湖 ☞ 066 – 0281 千歳市支笏湖温泉	☎ 0 1 2 3 - 2 5 - 2 2 0 1
千歳市	支笏湖第一寶亭留・翠山亭 ⑤ 066-0281 千歳市支笏湖温泉	☎ 0 1 2 3 - 2 5 - 2 3 2 3
	JRイン千歳 - □ 066 - 0027 千歳市末広 6 丁目 4	☎ 0 1 2 3 - 2 5 - 8 3 5 7 1 - 4
	レイクサイドヴィラ 翠明閣 	☎ 0 1 2 3 - 2 5 - 2 1 3 1
北広島市	札幌北広島クラッセホテル	
新篠津村	け ■068-1134 新篠津村第45線北 2	

〈渡島〉

	函館国際ホテル ☎0138-23-5151
	- 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10
	HAKODATE男爵倶楽部HOTEL&RESORTS ☎ 0 1 3 8 — 2 1 — 1 1 1 1
	- 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	センチュリーマリーナ函館 ☎0138-23-2121
函館市	1 3 3 3 4 5 5 5 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	JRイン函館 ☎0138-22-2333
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	プレミアホテル CABIN PRESIDENT 函館
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	イマジンホテル&リゾート函館 ☎0138-57-9161
	- 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17

	ホテル 万惣 ☎0138-57-5061
	☞ 042-0932 函館市湯川町1丁目15-3
	花びしホテル 200138-57-0131
	湯の浜ホテル ☎0138-59-2231
	湯の川観光ホテル 祥苑 ☎0138-36-1000
	湯の川温泉 ホテル雨宮館
	平成館 海羊亭 ☎0138-59-2555
	- ■ 042 - 0932 函館市湯川町1丁目3 - 8
	平成館 しおさい亭 ☎0138-59-2335
	- ■ 042 - 0932 函館市湯川町1丁目2 - 37
	湯元 啄木亭 ☎0138-59-5355
函館市	- ■ 042 - 0932 函館市湯川町1丁目18 - 15
	湯の川プリンスホテル 渚亭 ☎0138-57-3911
	- ■042-0932 函館市湯川町1丁目2-25
	KKRはこだて
	型楼NOGUCHI函館 ☎0570-026-573
	登 6NOGUCHI図館
	竹葉 新葉亭
	15条 初来学 ム 0 13 6 - 3 7 - 3 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1
	函館湯の川温泉 海と灯/ヒューイットリゾート ☎ 0 1 3 8 - 5 7 - 5 3 9 0
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	ホテル函館 ひろめ荘 ☎0138-25-6111
	〒041-1622 函館市大船町832-2
	ホテル 恵風 ☎0138-86-2121
	◎ 041-0605 函館市恵山岬町61-2
	HAKODATE海峡の風 ☎0138-59-1126

	〈互助会のみ〉ラビスタ 函館べイ ●040-0065 函館市豊川町12-6		0	1	3	8	-	2	3	_	6	1	1	1
	〈互助会のみ〉ラビス タ函館ベイANNEX ■ 040 − 0064 函館市大手町 5 − 23	7	0	1	3	8	_	2	4	_	2	2	7	3
函館市		7	0	1	3	8	_	5	4	_	9	0	1	0
	東横イン函館駅前朝市 電040-0064 函館市大手町22-7		0	1	3	8	-	2	3	_	1	0	4	5
	東横イン函館駅前大門 3 040−0035 函館市松風町 5 − 1	7	0	1	3	8	_	2	4	_	1	0	4	5
松前町	矢野旅館 ■049 – 1512 松前町福山123	7	0	1	3	9	_	4	2	_	2	5	2	5
木古内町	クラッセイン木古内 〒049 − 0422 木古内町本町244 − 1	☎ l	0	1	3	9	2	_	2	_	3	8	0	0
七飯町	函館・大沼プリンスホテル 〒041 − 1392 七飯町西大沼温泉	7	0	1	3	8	_	6	7	_	1	1	1	1
	函館大沼鶴雅リゾート エプイ ■041-1354 七飯町大沼町85-9	7	0	1	3	8	_	6	7	_	2	9	6	4
森町	〈互助会のみ〉グリーンピア大沼 電049−2142 森町赤井川229	7	0	1	3	7	4	_	5	_	2	2	7	7
	〈互助会のみ〉 温泉旅館 銀婚湯 電049−2566 八雲町上の湯199	7	0	1	3	7	_	6	7	_	3	1	1	1
八雲町	八雲温泉 おぼこ荘 電049−3128 八雲町鉛川622	7	0	1	3	7	_	6	3	_	3	1	2	3
	- 5043-0403 八雲町熊石平町329	7	_		_	_	_							
鹿部町	温泉旅館 吉の湯 ☞041-1402 鹿部町鹿部45	7	0	1	3	7	2	_	7	_	2	2	1	1
्रियं पात्र अस	温泉旅館 鹿の湯 電041−1402 鹿部町鹿部58	7	0	1	3	7	2	_	7	_	2	0	0	1
長万部町	二股らぢうむ温泉 ☎049-3501 長万部町大峯32	7	0	1	3	7	7	_	2	_	4	3	8	3

〈桧山〉

江差町	ホテル ニューえさし 電043-0053 江差町新地町52	23 0	1	3	9	— 5	2 -	- 3	3	1	1
乙部町	おとべ温泉郷 光林荘 電043-0104 乙部町館浦527-2	23 0	1	3	9	- 6	2 -	- 3	3	4	7
ルナナ 町	あわび山荘 電043-0515 せたな町大成区貝耳	☎ 0 文澗38	-	3	9	8 —	4 –	- 5	5	2	2
せたな町	温泉ホテル きたひやま 電049-4512 せたな町北檜山区領					— 8	4 -	- 4	1	0	1
今金町	クアプラザピリカ 電049-4151 今金町美利河205-		1	3	7	– 8	3 -	- 7	1	1	1
一 玉 叫	〈互助会のみ〉ホテル いまかね 〒049-4308 今金町今金435-27		1	3	7	- 8	2 -	- 3	3	3	3

〈後志〉

	ホテル ノルド小樽 ☎0134-24-0500
	- 16 - 1 - 16 - 1 - 16 - 1 - 16 - 16 -
	ホテルソニア小樽 20134-23-2600
	- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	朝里川温泉ホテル ☎0134-54-0026
	- 154 小樽市朝里川温泉 2 丁目670
小樽市	小樽朝里クラッセホテル ☎0134-52-3800
小停川	- 1
	ホテル 武蔵亭 ☎0134-54-8000
	- 154 小樽市朝里川温泉2丁目686-4
	ウィンケルビレッジ ☎0134-52-1185
	- 154 小樽市朝里川温泉 2 丁目686
	ホテル ノイシュロス小樽 ☎0134-22-9111
	- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

	おたる宏楽園 ☆ 047-0152 小樽市新光5丁目18-	-	1	3	4	_	5	4	_	8	2	2	1
小樽市	/万助会のみ〉ドーミーインDREMIIIM小楢 🕿	0	1	3	4	-	2	1	-	5	4	8	9
	〈互助会のみ〉コージイン小樽 ■080-1408 小樽市錦町18-14	0	1	3	4	-	6	5	-	7	1	7	1
	ロッジニセコ ベアーズ ☎ ☎048-1321 蘭越町湯里167-33	0	1	3	6	_	5	8	-	3	2	8	8
蘭越町	蘭越町交流促進センター 幽泉閣 ☎ 〒048 − 1302 蘭越町昆布町114 − 5	0	1	3	6	-	5	8	-	2	1	3	1
	ホテル 第一会館 ② 044−0033 倶知安町南3条西2丁				6	-	2	2	-	1	1	5	8
	ロッヂ コロポックル ☎ 〒044-0080 倶知安町ニセコひらふ										7	3	6
	ニューホワイトベア ☎ 044-0089 倶知安町ニセコひらふ										6	8	3
	ニセコプリンスホテルひらふ亭 ☎ ■044-0080 倶知安町ニセコひらふ	_		-	-			-			2	3	9
倶知安町	ペンション あいらんど ☎ ■044-0089 倶知安町ニセコひらふ										3	2	2
	ニセコひらふレンタルコテージ泉郷 ☎ 3 3 3 3 5 3 4 4 - 0 0 8 6 4 9 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										3	0	1
	ペンション グラン・パパ ☎ ■044-0089 倶知安町ニセコひらふ	_		-	-			-			2	4	4
	チャトリウムニセコ ☎ 044 − 0080 倶知安町ニセコひらふ	-	-	-	-		_	-		4	1	9	1
	ニセコグランドホテル ☎ 048 - 1511 ニセコ町ニセコ412	0	1	3	6	-	5	8	-	2	1	2	1
ニセコ町	ニセコ昆布温泉 鶴雅別荘 杢の抄 ☎ 5 048 − 1511 ニセコ町ニセコ393	0	1	3	6	_	5	9	-	2	3	2	3
	いこいの湯宿 いろは 〒 048 − 1511 ニセコ町ニセコ477	0	1	3	6	_	5	8	_	3	1	1	1

	ニセコノーザンリゾート・アンヌプリ ☎0136-58-3311 - 3048-1511 ニセコ町ニセコ480-1
	かふえ&小さな宿のどか ☎0136-55-7888 ■048-1522 ニセコ町曽我370-4
	ペンション ふらいぱぁん ☎0136-58-2932 ⑤ 048-1511 ニセコ町ニセコ482-2
ニセコ町	カントリーイン ミルキーハウス ☎0136-58-2200 ☎ 048-1511 ニセコ町ニセコ482-1
一七二川	ペンション ルポーゼ ☎0136-44-1155 〒 048-1521 ニセコ町東山27-21
	ヒルトンニセコビレッジ ☎0136-44-1111 ☎ 048-1592 ニセコ町東山温泉
	〈互助会のみ〉ペンション JAZZ倶楽部 ☎0136-58-2288 〒048-1511 ニセコ町字ニセコ482-2
	ホテル甘露の森 ☎0136-58-3800 ■048-1511 ニセコ町ニセコ415-19
留寿都村	ペンション クライスデール ☎0136-47-2001 〒048-1711 留寿都村泉川55-15
苗分即们	ルスツリゾートホテル&コンベンション ☎0136-46-3111 〒048-1711 留寿都村泉川13
岩内町	いわない高原ホテル ☎0135-62-5101 ■045-0024 岩内町野束505
石 门 叫	いわない温泉 髙島旅舘 ☎0135-61-2222 ☎ 045-0024 岩内町野東505
	なごみの宿いい田 ☎0135-46-5001 ☎ 046-0322 積丹町余別町28
積 丹 町	●046-0201 慎丹可美国可船间306-4
	旅館美国観光ハウス ☎0135-44-2100 ☎046-0201 積丹町美国町船澗49
余市町	ホテル 水明閣 ☎0 1 3 5 − 2 2 − 2 8 3 8 ☎046 − 0012 余市町山田町687

赤井川村 ペンション あかいがわ ☎0135-34-6686 ■046-0501 赤井川村赤井川78-6

〈空知〉

芦別市 芦別温泉スターライトホテル ☎0124-23-1155 〒075-0035 芦別市旭町油谷1 本海道グリーンランド ホテルサンブラザ ☎0126-23-7788 上砂川町 本海道グリーンランド ホテルサンブラザ ☎0126-1 〒07ホテル メープルロッジ ☎0126-46-22222 〒068-3188 岩見沢市毛陽町183-2 北村温泉 ☎068-1213 岩見沢市北村赤川156-7 歌志内市 ラたしないチロルの湯 ☎0125-42-5588 〒073-0406 歌志内市中村78-3 ビパの湯 ゆーりん館 ☎072-0808 美唄市東明町3区 葉唄市東明町3区 美唄市東1日3-3 第072-0808 美唄市東町3区 第072-0012 美唄市東1条南2丁目3-3 第072-012 美唄市東1条南2丁目3-3 グリーンパークしんとつかわ ☎0125-76-4000 〒073-1106 新十津川町総進189-1 サンヒルズサライ ☎073-1106 新十津川町総進188-5 上砂川町 上砂川岳温泉 パンケの湯 ☎073-0200 上砂川町上砂川65-106 由 仁 町 □ 20-20湯 〒069-1218 由仁町伏見122 長 沼 町 ながぬま温泉 〒069-1312 長沼町東6線北4 株父別町2085		国民宿舎あしべつ
出海道グリーンランド ホテルサンブラザ ☎0 1 2 6 - 2 3 - 7 7 8 8 ⑩068 - 0004 岩見沢市 4 条東 1 丁目 6 - 1 ログホテル メープルロッジ ☎0 1 2 6 - 4 6 - 2 2 2 2 2 2 1 1 6 2 1 2 6 - 4 6 - 2 2 2 2 2 2 1 1 1 6 1 2 1 2 6 - 4 6 - 2 2 2 2 2 1 1 1 6 1 2 1 2 6 - 4 6 - 2 2 2 2 2 1 1 1 6 1 2 1 2 6 - 4 6 - 2 2 2 2 2 1 1 1 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	芦 別 市	芦別温泉スターライトホテル ☎0124-23-1155
世界		☞ 075-0035 芦別市旭町油谷 1
岩見沢市		
### 18		☞ 068-0004 岩見沢市4条東1丁目6-1
北村温泉	岩目沢市	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
歌志内市	47070011	☞ 068-3188 岩見沢市毛陽町183-2
歌志内市		
歌志内市		☞ 068-1213 岩見沢市北村赤川156-7
美 唄 市	歌志内市	
美 唄 市	#JV:101/1	☞ 073-0406 歌志内市中村78-3
美唄駅前ホテルBIJIKO ☎0126-66-7100 〒072-0012 美唄市東1条南2丁目3-3 グリーンパークしんとつかわ ☎0125-76-4000 〒073-1106 新十津川町総進189-1 サンヒルズサライ ☎0125-76-3000 〒073-1106 新十津川町総進188-5 上砂川町 〒25-62-2526 〒073-0200 上砂川町上砂川65-106 日仁町 コンニの湯 ☎069-1218 由仁町伏見122 長沼町 ながぬま温泉 ☎0123-83-3800 長沼町 ながぬま温泉 ☎0123-88-2408 〒069-1312 長沼町東6線北4		
美唄駅前ホテルBIJIKO 金0126-66-7100 	羊 旧 市	☞ 072-0808 美唄市東明町 3 区
新十津川町	大克巾	美唄駅前ホテルB J K O ☎ 0 1 2 6 - 6 6 - 7 1 0 0
新十津川町 106 新十津川町総進189-1 サンヒルズサライ 20125-76-3000 1073-1106 新十津川町総進188-5 上砂川岳温泉 パンケの湯 20125-62-2526 2073-0200 上砂川町上砂川65-106 2073-0200 上砂川町上砂川65-106 2069-1218 由仁町 2069-1218 由仁町伏見122 長沼町 ながぬま温泉 20123-88-2408 2069-1312 長沼町東6線北4 株父別温泉 ちっぷ・ゆう&ゆ 20164-33-2116		☞ 072-0012 美唄市東1条南2丁目3-3
新十津川町 サンヒルズサライ		グリーンパークしんとつかわ ☎0125-76-4000
サンヒルズサライ	新上津川町	☞ 073-1106 新十津川町総進189-1
上砂川町 上砂川岳温泉 パンケの湯 ☎0 1 2 5 - 6 2 - 2 5 2 6 毫073 - 0200 上砂川町上砂川65 - 106 ☎073 - 0200 上砂川町上砂川65 - 106 ☎0 1 2 3 - 8 3 - 3 8 0 0 電の69 - 1218 由仁町伏見122 ☎0 1 2 3 - 8 8 - 2 4 0 8 毫069 - 1312 長沼町東 6 線北 4 森父別町 秩父別温泉 ちっぷ・ゆう&ゆ ☎0 1 6 4 - 3 3 - 2 1 1 6	利工任川門	サンヒルズサライ ☎0125-76-3000
上砂川町 〒073-0200 上砂川町上砂川65-106 由 仁 町 〒2069-1218 由仁町伏見122 長 沼 町 ながぬま温泉		☞ 073-1106 新十津川町総進188-5
世 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	上形门田工	上砂川岳温泉 パンケの湯 ☎0125-62-2526
田 仁 町 〒069-1218 由仁町伏見122 長 沼 町 〒069-1312 長沼町東 6 線北 4 株父別町 株父別温泉 ちっぷ・ゆう&ゆ ☎0164-33-2116	工19711円	☞ 073-0200 上砂川町上砂川65-106
長 沼 町 ながぬま温泉	由石町	ユンニの湯 ☎0123-83-3800
長 沼 町 〒069-1312 長沼町東 6 線北 4 株父別温泉 ちっぷ・ゆう&ゆ ☎ 0 1 6 4 - 3 3 - 2 1 1 6		55069-1218 由仁町伏見122
●009-1312 長沼町東 6 線北 4 株父別Ⅲ 株父別温泉 ちっぷ・ゆう&ゆ ☎ 0 1 6 4 - 3 3 - 2 1 1 6	上 辺 町	ながぬま温泉 ☎0123-88-2408
株分別町111111111111111111111111111111111111	区 但 叫	☞ 069-1312 長沼町東 6 線北 4
5078-2102 秩父別町2085	2000年	秩父別温泉 ちっぷ・ゆう&ゆ ☎0164-33-2116
	小人人们叫	5078-2102 秩父別町2085

北	竜	町	サンフラワーパークホテル	2 (1	6	4	— 3	4	— (3	2	1
-,10		,	☞078-2511 北竜町板谷163-2										
亜	山	田工	〈互助会のみ〉ホテルパラダイスヒルズ	7 (1	2	3	- 7	2	<u> </u>	1 1	2	3
*	Щ	щJ	〒069-1508 栗山町湯地91										
ाग	田	HT.	ほろしん温泉 ほたる館	7 (1	6	4	— 3	5		1 1	8	8
行	Ш	щJ	●078-2225 沼田町幌新377										
Ħ	形	HT.	〈互助会のみ〉月形温泉ホテル	7 (1	2	6	— 3	7	- 2	2 1	8	8
刀	ハシ	щJ	- 5061-0502 月形町81-10										
古	幌	шт	なんぽろ温泉 ハート&ハート	2 (1	1	_	3 7	8	<u> </u>	1 1	2	6
用	恍	щJ	●069-0209 南幌町南9線西15										

〈上川〉

	旭川トーヨーホテル ☎0166-22-7	5 7 5
	- 5070-0037 旭川市7条通7丁目32-12	
	〈共済組合のみ〉アートホテル旭川 ☎0166-25-8	8 1 1
	☞ 070-0037 旭川市7条通6丁目	
	和風旅館 扇松園 ☎0166-61-5	1 5 4
	東横イン旭川駅前一条通 ☎0166-27-1	0 4 5
旭川市	- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	¹ ★プレミアホテルーCABINー旭川 ☎0166-73-7	4 3 0
	☞ 070-0031 旭川市1条通7丁目	
	JRイン旭川 ☎0166-24-8	8 8 8
	東横イン旭川駅前東口 ☎0166-25-2	0 4 5
	☞ 070-0030 旭川市宮下通11-1176	
	〈互助会のみ〉ドーミーイン旭川 ☎0166-27-5	4 8 9
	SHIBETSU Inn 翠月 ☎ 0 1 6 5 − 2 9 − 2	2 3 3
士別市	- 1	
T \(\(\int\)\) 1	ポテル美し乃湯温泉 ☎0165-29-2	6 1 1
	●095-0019 士別市大通東17丁目3143-215	

士別市	士別市朝日地域交流センター「和が舎」 ☎ 〒095-0401 士別市朝日町中央403		0	1	6	5	_	2	8	_	2	3	3	9
名寄市	なよろ温泉 サンピラー 2 ■ 096 - 0066 名寄市日進													
	ホテル サンフラトン 2 3 076 − 0032 富良野市若松町 1 − 1		0	1	6	7	_	2	2	_	5	1	5	5
	ハイランド ふらの 2 - 3 5 6 7 6 7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	2	0	1	6	7	-	2	2	_	5	7	0	0
	コテージゆうゆう ■076-0016 富良野市中御料2058	2	0	1	6	7	_	2	2	_	5	0	1	5
	新富良野プリンスホテル 2	2	0	1	6	7	-	2	2	_	1	1	1	1
富良野市	〈互助会のみ〉ラビスタ富良野ヒルズ 2 - 1		0	1	6	7	_	2	3	_	8	6	6	6
	富良野プリンスホテル 2 3 5 5 6 5 6 7 6 7 7 8 7 8 7 8 9 7 1 8 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		-	1	6	7	-	2	3	-	4	1	1	1
	ホテル ベルヒルズ 2 5 076-0034 富良野市北の峰町20-			1	6	7	_	2	2	_	5	2	0	0
	ホテル ナトゥールヴァルト富良野 2 - ▼076 - 0034 富良野市北の峰町14 -				6	7	_	2	2	-	1	2	1	1
	ペンション あしたや 2 5 076-0048 富良野市清水山				6	7	-	2	2	_	0	0	4	1
比布町		2	0	1	6	6	_	8	5	_	4	7	0	0
	層雲閣 2 ● 078 − 1792 上川町層雲峡	2	0	1	6	5	8	-	5	_	3	1	1	1
l lil libra	層雲峡 朝陽亭 2 ● 078 − 1795 上川町層雲峡温泉	2	0	1	6	5	8	-	5	_	3	2	4	1
上川町	ホテル大雪 ■078-1701 上川町層雲峡	2	0	1	6	5	8	-	5	-	3	2	1	1
		2	0	1	6	5	8	_	5	_	3	1	0	1

	湯元 銀泉閣 ☞ 078 – 1701 上川町層雲峡公園 :		-	1	6	5	8	_	5	_	3	0	0	3
上川町	朝陽リゾートホテル 〒078−1701 上川町層雲峡温泉	7	0	1	6	5	8	_	5	-	3	9	1	1
	マウントビューホテル 10078-1701 上川町層雲峡	7	0	1	6	5	8	_	5	_	3	0	1	1
	旭岳温泉 ホテルベアモンテ ☎071 - 1472 東川町旭岳温泉		0	1	6	6	_	9	7	_	2	3	2	1
	湯元 湧駒荘 電071 − 1472 東川町勇駒別旭岳沿		-		_	6	-	9	7	_	2	1	0	1
東川町	ラビスタ大雪山 電071 − 1472 東川町旭岳温泉					6	_	9	7	_	2	3	2	3
	御やど しきしま荘 ᡂ 071 − 1473 東川町天人峡温泉		0	1	6	6	_	9	7	-	2	1	4	1
東神楽町	森のゆ・花神楽 〒071 - 1555 東神楽町25号	7	0	1	6	6	_	8	3	_	3	8	0	0
	白金温泉ホテル 〒 071 − 0235 美瑛町白金温泉	7	0	1	6	6	_	9	4	_	3	3	3	3
	大雪山白金観光ホテル 〒071 − 0235 美瑛町白金温泉	7	0	1	6	6	-	9	4	_	3	1	1	1
美 瑛 町	ホテル パークヒルズ 〒071 - 0235 美瑛町白金温泉		0	1	6	6	_	9	4	-	3	0	4	1
	森の旅亭 びえい 〒071-0235 美瑛町白金10522-		0	1	6	6	_	6	8	-	1	5	0	0
	ホテル ラヴニール 〒071-0208 美瑛町本町1丁目9		-		6	6	_	9	2	_	5	5	5	5
	カミホロ荘 〒071 - 0579 上富良野町十勝岳流		-	1	6	7	_	4	5	-	2	9	7	0
上富良野町	湯元凌雲閣 ●071 - 0500 上富良野町十勝岳河		_	1	6	7	-	3	9	-	4	1	1	1
	富良野ホップスホテル		-	1	6	7	_	4	5	_	6	5	1	1

	富良野リゾートオリカ	23 0	1	6	7	_ 4	4	_	3	0	0	0
中富良野町	〒071-0706 中富良野町西 2 線北	上17										
丁田区 1 門	スパ&ホテルリゾート ふらのラテール	2 0	1	6	7	— 3	9	_	3	1	0	0
	- 1 - 0701 中富良野町東1線北 1 - 0701 中富良野町東1線北	上18										
美深町	びふか温泉	2 0	1	6	5	6 -	- 2	_	2	9	0	0
大休門	☞ 098-2366 美深町紋穂内139											
音威子府村	天塩川温泉	23 0	1	6	5	6 -	- 5	_	3	3	3	0
日双丁川竹	〒098-2502 音威子府村咲来919											
中川町	ポンピラアクアリズイング	23 0	1	6	5	6 -	- 7	_	2	4	0	0
十 川 町	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1											
南富良野町	かなやま湖 ログホテルラーチ	2 0	1	6	7	<u> </u>	5 2	_	3	1	0	0
用苗及對門	〒079-2411 南富良野町東鹿越											
剣淵町	剣淵温泉 レークサイド桜岡	23 0	1	6	5	— 3	3 4	_	3	1	0	0
失! {/fil PJ	☞ 098-0341 剣淵町東町5141											
占冠村	星野リゾート トマム	23 0	1	6	7	<u> </u>	8	_	1	1	2	2
	- 〒079-2204 占冠村中トマム											
下川町	下川町宿泊研修交流施設 結いの森	23 0	1	6	5	5 -	- 6	_	7	6	3	6
1 /II mJ	- 5098-1204 下川町南町89-2											

〈留萌〉

留	萌	市	ホテル 神居岩	☎ 0 1 6 4 - 4 2 - 3 5 0 0
			3 077-0000 留萌市留萌村カム	
趙	毛	HT.	オーベルジュ ましけ	☎ 0 1 6 4 − 5 3 − 2 2 2 2
· H		1	●077-0217 増毛町別苅217-1	-
الم	平	ШТ	ゆったりかん	☎ 0164−56−9111
小	7	ЩΊ	〒078-3301 小平町小平町458	
			はぼろ温泉 サンセットプラザ	☎ 0 1 6 4 - 6 2 - 3 8 0 0
			▼078-4113 羽幌町北3条1丁	目 29
羽	幌	ШТ.	萬谷旅館	☎ 0 1 6 4 8 − 3 − 5 2 2 4
기기	17光	щJ	●078-3953 羽幌町天売	
			磯乃屋	☎ 01648-2-3511
			〒078-3871 羽幌町焼尻	

古 品 町	とままえ温泉	ふわっと 苫前町苫前119-1	23 0	1	6	4	<u> </u>	6	4 —	2	8	1	0
白 明 町	3701 3701 3701 3701 3701	苫前町苫前119-1											
호파 나 다마소	岬センター		23 0	1	6	4	- 6	6	7 —	2	0	3	1
机山加州	5 078 − 4431	初山別村豊岬153-	1										
工 指 町	てしお温泉	夕映	23 0	1	6	3	2 -	_	2 —	3	1	1	1
八塭門	₹ 098 − 3314	天塩町サラシキ580	7 - 4										

〈宗谷〉

	国民宿舎 氷雪荘 ☎ 0 5 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		6	2	-	2	3 –	- 7	1	1	6
稚内市	〈互助会のみ〉ドーミーイン稚内 ☎0	1	6	2	_	2	4 –	- 5	4	8	9
No let trul the	■5097 - 0022 稚内市中央2丁目7-13 はまとんべつ温泉 ウイング ☎0		6	3	4 -	_	2 –	- 4	1	4	1
浜頓別町	- 5098-5739 浜頓別町クッチャロ湖畔	£4()								
+ + m	ホテル ニュー幸林	1	6	3	_	6	2 –	- 4	0	4	0
枝幸町	うたのぼりグリーンパークホテル ☎0 〒098-5203 枝幸町歌登辺毛内3665	1	6	3	-	6	8 –	- 3	1	0	1
利尻町	ホテル利尻 ☎ 0	1	6	3	_	8	4 –	- 2	0	0	1
4.3 1/1 14.1	●097-0401 利尻町沓形富士見町90										

〈オホーツク〉

	ホテル黒部	2 (0 1	5	7 -	- 2	3 —	2 2	2 5	1
	5 090 − 0047	北見市北7条西1丁目								
	大江本家	1 (0 1	5	7 -	- 4	5 —	2 5	1	1
	5 091 − 0170	北見市留辺蘂町温根湯湯	昷泉	₹46	6 –	1				
北見市	旅館塩別つる	つる温泉 ☎(0 1	5	7 -	- 4	5 —	2 2	2	5
北 允 川	₩091 - 0163	北見市留辺蘂町滝の湯2	201							
	サロマ湖 鶴	雅リゾート ☎(0 1	5	2 -	- 5	4 —	2 0	0	0
	5 093 − 0216	北見市常呂町栄浦306-	1							
	★ ホテルパコ:	ジュニア北見 ☎(0 1	5	7 -	- 2	3 —	8 5	1	2
	5 090 − 0020	北見市大通東2丁目								

	東横イン北見駅前 - 〒 090 - 0040 北見市大通西 2 - 4		0	1	5	7	-	6	2	_	1	0	4	5
北見市	〈互助会のみ〉ドーミーイン北見 〒 090 − 0044 北見市北4条西27	7				7	_	2	3	_	5	4	8	9
	網走セントラルホテル - 3093 - 0012 網走市南 2 条西 3 つ	7	0			2	_	4	4	_	5	1	5	1
	ホテル 網走湖荘 - 〒 099 - 2421 網走市呼人78		0	1	5	2	-	4	8	-	2	3	1	1
	天都の宿 網走観光ホテル - 15099-2492 網走市呼人23-3		0	1	5	2	-	4	8	_	2	1	2	1
網走市	北天の丘 あばしり湖 鶴雅リゾート 〒099-2421 網走市呼人159	2	0	1	5	2	-	4	8	_	3	2	1	1
	〈互助会のみ〉ドーミーイン網走 〒093-0012 網走市南2条西37					2	-	4	5	-	5	4	8	9
	東横インオホーツク・網走駅前 			1	5	2	_	4	5	_	1	0	4	3
₩ □ □ →	紋別プリンスホテル ☞ 094-0004 紋別市本町7丁目3				5	8	-	2	3	_	5	4	1	1
紋別市	紋別セントラルホテル 5 094-0011 紋別市港町7丁目 1		-		5	8	-	2	3	-	3	1	1	1
津別町	ランプの宿 森つべつ 	2	0	1	5	2	-	7	6	_	3	3	3	3
	ルートイングランティア知床~斜里駅前~ 電099-4112 斜里町港町16-10	7	0	1	5	2	-	2	2	_	1	7	0	0
	知床ノーブルホテル		0	1	5	2	-	2	2	_	5	2	1	1
斜里町	北こぶし知床ホテル&リゾート 〒099-4355 斜里町ウトロ東172		0	1	5	2	_	2	4	_	2	0	2	1
	知床第一ホテル		0	1	5	2	-	2	4	-	2	3	3	4
	キキ知床ナチュラルリゾート		0	1	5	2	_	2	4	_	2	1	0	4

斜 里	HT.	ホテル知床		7	0	1	5	2	<u> </u>	2 4	ļ —	2	1	3	1
赤 生	μJ	3 099 − 4351	斜里町ウトロ香川3	7											
		ホテル清さと		7	0	1	5	2	– :	2 5	<u></u>	2	0	6	0
清 里	HT.	3 099 − 4401	清里町上斜里815-	8											
(月 土)	141	ホテル緑清荘		7	0	1	5	2	— :	2 5	<u></u>	2	2	8	1
		₹ 099 − 4405	清里町羽衣町31												
置戸	HT.	おけと勝山温	泉ゆぅゆコテージ		0	1	5	7	— !	5 4	ļ —	2	2	1	1
	мJ	5 099 − 1254	置戸町常元1-5												
滝 上	HT.	たきのうえホ	テル渓谷		0	1	5	8	– :	2 9) —	3	3	9	9
1电 上	μJ	₩099 – 5604	滝上町元町												
I Subs I :		小海水町でも	セハエ ン. カ	•	^	4	Е	^				_	^	^	_
ハンキア	HT!	小月小川の10	あいセンター		U	-	Э	2	— () 2	<u> </u>	3	U	2	0
小清水	町		めいセンター 小清水町小清水683			<u>'</u>	5	_	_ () 2	· –	3	0	2	0
小清水	町	₩099 - 3631		-]	1										
		●099 – 3631 生田原温泉	小清水町小清水683		1										
遠 軽		●099 – 3631 生田原温泉	小清水町小清水683 ノースキング	-] ☎ 4	0	1	5	8		1 5	; —	2	3	3	6
		季 099−3631 生田原温泉 季 099−0701	小清水町小清水683 ノースキング	4 2	0	1	5	8		1 5	; —	2	3	3	6
遠 軽	町	●099-3631生田原温泉●099-0701マウレ山荘	小清水町小清水683 ノースキング 遠軽町生田原871-	4 4 117	0	1	5	8	_ ·	1 5	; — ' —	2	3	7	6
	町	●099 - 3631生田原温泉●099 - 0701マウレ山荘●099 - 0213	小清水町小清水683 ノースキング 遠軽町生田原871- 遠軽町丸瀬布上武利	4 公 公 公	0	1	5	8	_ ·	1 5	; — ' —	2	3	7	6
遠 軽	町村	115566777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777777	小清水町小清水683 ノースキング 遠軽町生田原871- 遠軽町丸瀬布上武利 (リム) 西興部村西興部492	4 公 公 公	0 2 0	1 1 1	5 5	8 8	_ ·	1 5 1 7	; — ' —	2 2	3 1 0	3 7 0	6 0 0

〈胆振〉

	グランドホテル ニュー王子 ☎0144-31-3115
	☞ 053-0022 苫小牧市表町4丁目3-1
	〈互助会のみ〉ドーミーイン苫小牧 ☎0144-32-5489
苫小牧市	☞ 053-0023 苫小牧市錦町2丁目1-22
百小权川	新苫小牧プリンスホテル「和~なごみ~」 ☎0570-026576
	☞ 053-0045 苫小牧市双葉町3丁目2-8
	東横イン苫小牧駅前 ☎0144-32-1045
	☞ 053-0027 苫小牧市王子町 3 - 2 - 21
室蘭市	室蘭プリンスホテル ☎0143-22-5555
王刚川	☞ 051-0011 室蘭市中央町1丁目4-9

			〈互助会のみ〉ドーミーイン東室蘭 ☎ ☎050 - 0074 室蘭市中島町 2 丁目30				3	_	4	1	-	5	4	8	9
室	蘭	市	第二プリンスホテル室蘭ビュー ☎ - 0022 室蘭市海岸町1丁目20	0	5	7	0	0	2	_	6	5	7	6	
							3	-	8	4	-	2	1	1	1
			adex inn	0	1	4	3	-	8	4	-	2	2	0	5
			名湯の宿パークホテル雅亭												
			旅亭花ゆら ☆	0	1	4	3	_	8	4	_	2	3	3	5
			▼059-0551 登別市登別温泉町100												
				-	-	4	3	_	8	4	_	2	2	5	5
		,	●059-0596 登別市登別温泉町203- 登別グランドホテル ☎			4	3	_	8	4	_	2	1	0	1
			〒059-0592 登別市登別温泉町154	٠	•	7	Ü		Ü	7		_	•	٠	•
			滝乃家別館 玉乃湯 ☎ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	0	1	4	3	-	8	4	_	3	3	3	3
登	別	市	●059-0551 登別市登別温泉町31御やど 清水屋	Λ	1	1	2	_	Ω	1	_	2	1	1	5
			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	U	'	4	J		O	4		_	'	4	5
				0	1	4	3	_	8	4	_	2	2	1	1
			☞ 059 – 0551 登別市登別温泉町65	_	_	_	_		_	_		_	_	_	•
			登別万世閣 ☎ 059 - 0551 登別市登別温泉町21	U	1	4	3	_	8	4	_	3	5	U	0
				0	1	4	3	_	8	4	_	2	5	2	1
			▼059-0551 登別市登別温泉町134												
				-	-	4	3	_	8	4	_	2	2	7	7
		,	3 ○ 059 - 0551 登別市登別温泉町29 - 3 ○ 3 ○ 3 ○ 3 ○ 3 ○ 3 ○ 3 ○ 3 ○ 3 ○ 3 ○			4	_		_	4		_	_	_	_
			登別温泉郷 滝乃家 ☎	U	1	4	3	_	ŏ	4	_	2	2	2	2
			望楼NOGUCHI登別 ☎	0	5	7	0	_	0	2	6	_	5	7	0
			〒059-0551 登別市登別温泉町200-			•	•		٠	_	Ü		Ŭ	•	

A> ⊔1 →	オロフレ荘 ■ 059 − 0553 登別市:		0	1 4	3	— 8	4	_	2	8 6	6	1
登別市	鈴木旅館 ●059-0553 登別市		0	1 4	3	— 8	4	-	2	2 8	3	5
	湯元 ホロホロ山荘 ● 052 − 0316 伊達市		-			— 6	8	_	6	3 2	2	1
伊達市	緑の風リゾート きた ● 052−0316 伊達市		-			_	8	-	8	1 2	2	6
	きたゆざわ森のソラニ						8	_	6	6 7	7	7
	ホテル グランドトー 3 049-5721 洞爺湖			1 4	2	— 7	5	_	2	2 8	3	8
	洞爺観光ホテル 3 049 - 5721 洞爺湖		0	1 4	2	– 7	5	_	2	1 1	l	1
	洞爺湖万世閣ホテルレイク 3 049 − 5721 洞爺湖		0	1 4	2	– 7	3	_	3	5 ()	0
	ゆとりろ洞爺湖	☆ 町洞爺湖温泉78	0	1 4	2	– 7	5	_	2	3 6	6	1
洞爺湖町	洞爺 湖畔亭 ◎ 049 – 5721 洞爺湖!		•		2	– 7	5	_	2	2 1	l	1
	北海ホテル		-	1 4	2	– 7	5	_	2	3 2	2	5
	ザレイクビューTOYA乃の		0		2	– 7	5	_	2	6 ()	0
	ザ・ウィンザーホテル洞爺リ	ゾート&スパ 🏗			2	– 7	3	_	1	1 1	l	1
	洞爺サンパレスリゾー 195049-5731 壮瞥町	ト&スパ 🏗		1 4	2	– 7	5	_	1	1 1	l	1
壮瞥町	洞爺湖鶴雅リゾート汾 〒052-0103 壮瞥町	の調 🏗		1 4	2	— 8	2	_	7	1 6	6	5
	湯人家 電052−0113 壮瞥町!		0	1 4	2	— 6	5	_	2	2 2	2	5

豊浦	T 天然豊浦温泉 しおさい ② 049-5415 豊浦町浜町地先海浜) 1	4	2	_	8	3	— 1	1	2	6
		1 () 1	4	4	_	8	7	- 2	2 3	4	5
	■059-0642 白老町竹浦121-41											
	ホテル いずみ	7 () 1	4	4	_	8	7	- 2	2 6	2	1
<u></u> → +7.	〒059-0641 白老町虎杖浜312-	1										
白老	海の別邸 ふる川	2 () 1	4	4	_	8	7	- 6	3 1	1	1
	〒059-0641 白老町虎杖浜289-1	3										
	虎杖浜温泉ホテル	2 () 1	4	4	_	8	2	– 8	3 2	6	7
	●059-0641 白老町虎杖浜73-5											
厚真	こぶしの湯 あつま	2 () 1	4	5	_	2	6	– 7	' 1	2	6
序 具	= 050 1005 同古町七畑000 1											
	▼059-1605 厚真町本郷229-1											
むかわ	ホテル 四季の周	2 () 1	4	5	_	4	2		1	7	1

〈日高〉

新冠町	ホテルヒルズ - 5059-2418 新冠町西泊津16-3	7	0	1	4	6	-	4	7	<u> </u>	2 1	0	0
de 13 \ Fee	ホテルローレル : 5056-0016 新ひだか町静内本町							4	2	<u> </u>	7 2	1	1
新ひだか町	みついし昆布温泉 蔵三 - ● 059-3233 新ひだか町三石鳧舞	7	0					3	4	<u> </u>	2 3	0	0
	浦河ウエリントンホテル 5 ■057 − 0013 浦河町大通 3 丁目40			1	4	6	_	2	2	— 8	8 8	8	8
浦河町	うらかわ優駿ビレッジ AERU 3 ☞ 057-0171 浦河町西舎141-40	7	0	1	4	6	_	2	8	— :	2 1	1	1
平取町	びらとり温泉ゆから 電055-0101 平取町二風谷92-6	7	0	1	4	5	7 -	_	2	— ;	3 2	8	0

〈十勝〉

帯 広 市 **森のスパリゾート北海道ホテル ☎0155-21-0001 ⑤**080-0017 帯広市西7条南19丁目1

	ホテル日航ノースランド帯広 ☎0155-24-1234 ■080-0012 帯広市西2条南13丁目1
	★プレミアホテルーCABINー帯広 ☎0155-66-4205 10080-0011 帯広市西1条南11丁目
带広市	帯広天然温泉 ふく井ホテル ☎0155-25-1717 〒080-0011 帯広市西1条南11丁目19-1
	〈互助会のみ〉ドーミーイン帯広 ☎0155-21-5489 〒080-0012 帯広市西2条南9丁目11-1
	東横インとかち・帯広駅前 ☎0155−27−1045 〒080-0014 帯広市西4条南11-2
	ホテル大平原 ☎0155-46-2121 ☎080-0263 音更町十勝川温泉南15丁目1
	十勝川温泉 富士ホテル ☎0155-46-2201 〒080-0263 音更町十勝川温泉南14丁目1
音更町	笹井ホテル ☎0155-46-2211 ☎ 080-0262 音更町十勝川温泉北15丁目 1
	十勝川温泉 第一ホテル ☎0155-46-2231 ■080-0261 音更町十勝川温泉南12丁目1
	十勝川温泉 観月苑 ☎0155-46-2001 ☎ 080-0263 音更町十勝川温泉南14丁目 2
士幌町	しほろ温泉 プラザ緑風 ☎01564-5-3630 電080-1285 士幌町下居辺西2線134
	糠平館観光ホテル ☎ 0 1 5 6 4 − 4 − 2 2 1 0 電080 − 1403 上士幌町ぬかびら源泉郷北区48 − 1
上士幌町	糠平温泉 中村屋 ☎01564-4-2311 ☎ 080-1403 上士幌町ぬかびら源泉郷
上上"忧"	ペンション森のふくろう ☎01564-4-2013 ☎ 080-1403 上士幌町ぬかびら源泉郷南区27
	カミシホロホテル ☎01564-7-7266 電 080-1408 上士幌町字上士幌東 3 線237-30
鹿追町	然別湖畔温泉ホテル風水 ☎ 0 1 5 6 − 6 7 − 2 2 1 1 ⑤ 081 − 0344 鹿追町然別湖畔

	国民宿舎 東大雪荘	2 0	1	5	6	— (3 5	<u> </u>	3	0	2	1
		ラシ										
	湯宿くったり温泉 レイク・イン	2 0	1	5	6	— (3 5	<u> </u>	2	1	4	1
新得町	☞ 081-0154 新得町屈足808											
利用中间	サホロリゾートホテル	23 0	1	5	6	— (6 4	—	7	1	1	1
	☞ 081-0039 新得町狩勝高原											
	山の交流館 とむら	23 0	1	5	6	— (5 5	<u> </u>	2	0	0	0
	☞081-0154 新得町屈足トムラウ	プシ33	37									
	〈互助会のみ〉幕別パークホテル 悠湯館	23 0	1	5	5	— ;	5 6	; —	4	3	2	1
	☞ 089-0571 幕別町依田126											
幕別町	十勝幕別温泉 グランヴィリオホテル	23 0	1	5	5	— !	5 6	-	2	1	2	1
נא נית אור	☞ 089-0571 幕別町依田384											
	十勝ナウマン温泉 ホテルアルコ	_		5	5	8 -	- 8	-	3	1	1	1
	☞ 089-1701 幕別町忠類白銀町3	84 –	1									
本別町	ホテル和さび	23 0	1	5	6	– 2	2 8	-	0	1	4	1
744 Wi 141	☞ 089-3334 本別町北4条4丁目	4 -	3									
足寄町	芽登温泉	23 0	1	5	6	- 2	2 6	; —	2	1	1	9
	●089-3872 足寄町芽登2979											

〈釧路〉

		ANA クラウンプラザホテル釧路 ☎ 085-0016 釧路市錦町 3 - 7	0 2	1	5	4	— 3	3 1	_	4	1	1	1
		山花温泉 リフレ 2 〒084 − 0928 釧路市山花14線131	0 2	1	5	4	— 5	5 6	<u></u>	2	2	3	3
<u>چانا</u>	路市	THE FOREST 阿寒 TSURUGA RESORT 2 〒085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖沿								2	5	0	0
到川	川 臼	ニュー阿寒ホテル 2 3 3 3 5 5 6 1 5 6 7 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-	-	-	-	– 6 8 -			2	1	2	1
		あかん遊久の里 鶴雅 2 3 085−0467 釧路市阿寒町阿寒湖沿								4	0	0	0
		あかん鶴雅別荘 鄙の座 2 3 3 5 5 5 6 1 6 7 5 7 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								5	5	0	0

	サークルハウス 赤いベレー ☎0154-66-2330
	- 5085-0245 釧路市阿寒町上阿寒23線36-1
	ホテル御前水 20154-67-2031
	☞ 085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 4 丁目 5 - 1
	〈互助会のみ〉ラビスタ阿寒川 ☎0154-67-5566
VIII III →	- 5085-0468 釧路市阿寒町オクルシュベ3-1
釧路市	〈互助会のみ〉ドーミーインPREMIUM釧路 ☎ 0 1 5 4 — 3 1 — 5 4 8 9
	☞ 085-0015 釧路市北大通 2 - 1
	釧路プリンスホテル ☎0154-31-1111
	☞ 085-0017 釧路市幸町 7-1
	東横イン釧路十字街 ☎0154-23-1045
	■ 085-0015 釧路市北大通7-2-1
## # III	ホテル テレーノ気仙 20015-485-2030
標茶町	- 5088-2303 標茶町桜8丁目38
鶴居村	グリーンパークつるい ☎0154-64-2221
15月 17日 17日	☞ 085-1201 鶴居村鶴居北1丁目5
	川湯観光ホテル ☎015-483-2121
	☞ 088-3465 弟子屈町川湯温泉1丁目2-30
	屈斜路プリンスホテル ☎015-484-2111
	- 5088 − 3395 弟子屈町屈斜路温泉
	お宿 欣喜湯 ☎015-483-2211
弟子屈町	☞ 088-3465 弟子屈町川湯温泉1丁目5-10
分丁出門	KKR かわゆ ☎015-483-2643
	☞ 088-3465 弟子屈町川湯温泉1丁目2-15
	きらの宿 すばる ☎015-482-2224
	ᡂ 088-3331 弟子屈町美留和原野286-41
	お宿 欣喜湯 別邸 忍冬 ☎015-483-2211
	■ 088-3465 弟子屈町川湯温泉1丁目2-3

〈根室〉

中標津町 トーヨーグランドホテル **☎0153-73-1234 ⑤**086-1060 中標津町東20条北1丁目

中標津町	湯宿だいいち ☎0153-78-2131
中保件	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
標津町	標津川温泉 ぷるけの館 ホテル川畑 ☎0153-82-2006
保 伴 叫	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
羅臼町	羅臼の宿まるみ ☎0153-88-1313
維口叫	- 1841 羅臼町八木浜町24

〈道外〉 公立学校共済組合宿泊施設

岩	丰	旧		サンセール盛岡	☎ 0 1 9 — 6 5 1 — 3 3 2 2
口	7	汀	-0883	岩手県盛岡市志家	町 1-10
合	城		仙台宿泊所		☎ 0 2 2 - 2 6 5 - 3 4 1 1
占	坝	乐	= 098 - 0012	宮城県仙台市青葉	区錦町2丁目2-19
ᆉ급	白	旧	飯坂保養所	あづま荘	☎ 024−542−3381
7亩	局	島 県	5 960 − 0201	福島県福島市飯坂	町字中ノ内1-1

公立学校共済

●公立学校共済組合宿泊施設一覧

(指定宿泊利用補助券は●印のみ使用できます。)

県	名	施設名及び略称	郵便番号及び所在地	電話番号
		北海道地方		
北洋	5道	●札幌宿泊所 「ホテルライフォート札幌」	064-0810 札幌市中央区南10条西1丁目	(011) 521 – 5211
		東北地方		
岩	手	●盛岡宿泊所 「サンセール盛岡」	020-0883 盛岡市志家町1-10	(019) 651 – 3322
宮	城	●仙台宿泊所 「ホ テ ル 白 萩」	980-0012 仙台市青葉区錦町 2 丁目 2-19	(022) 265 – 3411
福	島	●飯坂保養所 「あ づ ま 荘」	960-0201 福島市飯坂町字中ノ内 1 - 1	(024) 542 – 3381
		関東甲信越地方		
茨	城	水戸宿泊所 「ホテルレイクビュー水戸」	310-0015 水戸市宮町1-6-1	(029) 224 – 2727
埼	玉	埼玉宿泊所 「ホテルブリランテ武蔵野」	330-0081 さいたま市中央区新都心2-2	(048) 601 – 5555
千	葉	千葉宿泊所 「ホテルポートプラザちば」	260-0026 千葉市中央区千葉港 8-5	(043) 247 – 7211
長	野	長野宿泊所 「ホ テ ル 信 濃 路」	380-0936 長野市中御所岡田町131-4	(026) 226 – 5212
		浅間温泉保養所 「み や ま 荘」	390-0303 松本市浅間温泉 3 丁目28-6	(0263) 46 – 1547
		東海・北陸地方		
愛	知	名古屋宿泊所 「ホテルルブラ王山」	464-0841 名古屋市千種区覚王山通8丁目18	(052) 762 – 3151

県	名	施設名及び略称	郵便番号及び所在地	電話番号
Ξ	重	津宿泊所 「プ ラ ザ 洞 津」	514-0042(令和4年9月30まで休業予定) 津市新町1丁目6-28	(059) 227 – 3291
岐	阜	岐阜宿泊所 「ホテルグランヴェール岐山」	500-8875 岐阜市柳ヶ瀬通 6 -14	(058) 263 – 7111
富	山	富山宿泊所 「パレブラン高志会館」	930-0018 富山市千歳町1丁目3-1	(076) 441 – 2255
		近畿地方		
京	都	嵐山保養所 「花 の い え」	616-8382 京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 9	(075) 861 – 1545
奈	良	奈良宿泊所 「ホテルリガーレ春日野」	630-8113 奈良市法蓮町757-2	(0742) 22 – 6021
和哥	欠山	和歌山宿泊所 「ホテルアバローム紀の国」	640-8262 和歌山市湊通丁北2丁目1-2	(073) 436 – 1200
大	阪	大阪宿泊所 「ホテルアウィーナ大阪」	543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12	(06) 6772 – 1441
兵	庫	神戸宿泊所 「ホテル北野プラザ六甲荘」	650-0002 神戸市中央区北野町1丁目1-14	(078) 241 – 2451
		中国地方		
鳥	取	鳥取宿泊所 「白 兎 会 館」	680-0833 鳥取市末広温泉町556	(0857) 23 – 1021
島	根	松江宿泊所 「サンラポーむらくも」	690-0887 松江市殿町369	(0852) 21 – 2670
岡	山	岡山宿泊所 「ピュアリティまきび」	700-0907 岡山市北区下石井2丁目6-41	(086) 232 – 0511
山	П	山口宿泊所 「セントコア山口」	753-0056 山口市湯田温泉 3 丁目 2 - 7	(083) 922 – 0811
		四国地方		
愛	媛	道後宿泊所 「に ぎ た つ 会 館」	790-0858 松山市道後姫塚118-2	(089) 941 – 3939

県	名	施設名及び略称	郵便番号及び所在地	電話番号	
高	知	高知宿泊所 「高 知 会 館」	780-0870 高知市本町5丁目6-42	(088) 823 – 7123	
		九州地方			
福	岡	北九州宿泊所 「小倉リーセントホテル」	803-0811 北九州市小倉北区大門1丁目1-17	(093) 581 – 5673	
		福岡宿泊所 「福岡リーセントホテル」	812-0053 福岡市東区箱崎2丁目52-1	(092) 641 – 7741	
佐	賀	佐賀宿泊所 「グランデはがくれ」	840-0815 佐賀市天神2丁目1-36	(0952) 25 – 2212	
長	崎	長崎宿泊所 「ホテルセントヒル長崎」	850-0052 長崎市筑後町 4-10	(095) 822 – 2251	
熊	本	熊本宿泊所 「水前寺共済会館グレーシア」	862-0950 熊本市中央区水前寺1丁目33-18	(096) 383 – 1281	
大	分	別府保養所 「豊 泉 荘」	874-0902 別府市青山町 5-73	(0977) 23 – 4281	
鹿児	己島	鹿児島宿泊所 「ホテルウェルビューかごしま」	890-0062 鹿児島市与次郎2丁目4-25	(099) 206 – 3838	

〈参 考〉

教育庁教職員局福利課事項

●勤労者財産形成貯蓄

次の職員を対象に給与からの法定控除事務を行っております。なお、財形年金及び財形住宅については55歳未満の職員となります。

- ア. 北海道教育委員会及び各教育機関の職員
- イ. 道立学校の職員
- ウ. 市町村立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学 校及び定時制高校の職員(札幌市を除く)
- エ. その他、北海道教育委員会が給与を負担している職員 (ただし、育児代替、産休代替及び期限付職員等は除く)

〔財形貯蓄の種類〕

	一般財形	年金財形	住宅財形			
種 類	在職中に積立て、1年	在職中に積立て、60歳	住宅の取得等のために			
1里 炽	経過後にいつでも払い	以降年金形式で受け取	資金づくりを目的とし			
	戻しできる貯蓄です。	る貯蓄です。	た貯蓄です。			
加入資格	年齢制限はありません。	加入申込時満	55歳未満の方			
契約数		1人各1契約まで				
積立期間	3年以上	5年	以上			
積立方法	給与からの積立〔6月及	で12月期末・勤勉手当からも可能・千円単位〕				
		元利合計550万円(郵	元利合計550万円(保			
非 課 税	利子に一律20%課税	貯、保険型は払込限度	険型は払込限度で			
限度額		で385万円まで) 550万円まで)				
		両方に加入する場合は合計で550万円まで				
一部払戻	1年経過後、払戻がで きます。	できません。	二段階払戻ができます。			
	1 新規加入:年2回(5月10日~6月5日及び11月5日~12月5日)					
申し込み	2 金額変更の募集:年1回(11月5日~12月5日)					
の時期等	3 解約、中断、再開及	3 解約、中断、再開及びその他の変更:随時提出することができます。				
ただし、契約金融機関等を経由して給料支払日の30日前までに福利課へ						

- (注) 1 加入者が海外勤務となったときには、自動的に財形貯蓄は中 断されます。継続を希望する場合は事前に福利課までご連絡く ださい。
 - 2 海外勤務が2年以上となる場合「海外転勤者の財形非課税年金 (住宅) 貯蓄継続適用申告書」を金融機関に提出してください。
 - 3 異動等により住所変更等があった場合には、必ず契約金融機関等へ連絡してください。
 - 4 年金財形及び住宅財形に係る新規申込及び氏名・住所変更等の場合は個人番号の確認が必要なため、個人番号カード等の写しを 教職員局福利課へ提出すること。

●個人型確定拠出年金(通称「iDeCo」)

令和4年5月1日より65歳未満の次の職員が加入できることとなっています。(事業主証明書は令和6年12月廃止。)

- ア. 北海道教育委員会事務局職員
- イ 道立学校の職員
- ウ. 市町村立小学校・中学校、義務教育学校及び定時制高校の職員(札幌市を除く)
 - (注) 札幌市立学校、小・中学校を除く市町村立学校に つきましては各市町村教育委員会に照会してください。
- エ. 非常勤職員及び臨時職員
- ※ 年末調整について

個人型確定拠出年金として納付した掛金は、全額所得 控除されますので年末調整時に必要な手続きを行って ください。

公立学校共済組合北海道支部の組織

(事務局)〒060-8544

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁教職員局福利課内 TEL(011)231-4111(道庁代表) FAX(011)261-2292 支 部 長 ホームページアドレス (教育長) https://www.kouritu.or.jp/hokkaido/ 副支部長 (教育職員監) 副支部長 (教職員局長) 医療主幹 参 事 事務局長 (福利課主幹) (福利課長) (出納役) 事業担当 参事 事務局次長 事務局次長 事務局次長 事務局次長 事務局次長 事務局次長 事務局次長 (課長補佐 (課長補佐 (課長補佐) 心の健康 総合相談3 年金 相談室 健康支援 健康管理 経理出納 資格認定 短期給付 年金給付 企画福祉係 内線 35-386 内線 35-383 内線 内線 内線 内線 内線 内線 内線 35-370 35-366 35-365 35-364 35-363 35-361 内線 内線 内線 (011) 35 - 367 ・対職員美術展のき地特別である。 標決掛 準算金 報に・ 個国組組 人民合合 番年員員 広第音 報三種 に者短 組合員 ・任意継続 公租公 心の健康相談及びメンタルヘルス資料配布に関することヘルスアップセミナーに関することメンタルヘルスセミナーに関すること デ特宿支 | 定泊部 心の -金受給者及び待機者の年金 形 健 報酬に関すること に関すること ・負担金等の会計事務 ₩続組合! 号金証及び へ康設営 深蓄等に 康 .関すること 1加害行為に係る損害賠 1期給付に関すること 課ク)厚生年金 相談 ル診の審 分担金に関すること婦人がん検診に関す | 員人間ド 電 する 話 ン保確者 に関することに関すること関すること (老齢 バ険認の トックに | 者書資 面 務に 談 障 に関関談 に関することックに関する に係る情報連携に関すること関すること、喪失に関すること に関すること 関すること 償 害 すること (老齢 こ 沿シ 請求に関すること 遺族) 利関 すること 障害 用補助に関すること 関すること 遺 族) ること 関すること

一般財団法人北海道公立学校教職員互助会の組織



